

第 5 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成20年 2 月 26 日

開 会 中

場 所 第 3 委 員 会 室

平成20年2月26日（火曜日）

午前10時3分開議

午後0時55分休憩

午後2時1分開議

午後4時3分休憩

午後4時8分開議

午後4時17分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補正予算（第10号）

議案第4号 平成19年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

議案第16号 平成19年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算（第1号）

議案第18号 平成19年度熊本県病院事業会計補正予算（第2号）

議案第23号 平成20年度熊本県一般会計予算

議案第26号 平成20年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計予算

議案第39号 平成20年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算

議案第41号 平成20年度熊本県病院事業会計予算

議案第52号 熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第53号 熊本県あかねの里設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

議案第56号 熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

議案第57号 熊本県知的障害授産施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の制定について

議案第59号 熊本県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第60号 熊本県消費生活条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 熊本県消費生活センター設置条例を廃止する条例の制定について

議案第82号 熊本県高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画の変更について

議案第83号 くまもと21ヘルスプランの変更について

議案第84号 指定管理者の指定について

報告第1号 専決処分の報告について

請第18号 ハンセン病問題の真の解決と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の存続、医療・福祉の充実を国に求める意見書採択の請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①健康福祉部における平成20年度の行財政改革の取組みについて

②熊本県手数料条例の一部を改正する条例の概要について

③第5次熊本県保健医療計画について

④熊本県における医療費の見直しに関する計画（仮称）について

⑤熊本県手数料条例の一部を改正する条例の概要について

- ⑥環境生活部における平成20年度の行財政改革の取組みについて
- ⑦平成19年度ダイオキシン類の環境調査結果について
- ⑧荒尾浦川支流増永川（増永橋）におけるPCP（ペンタクロロフェノール）の検出について
- ⑨光化学スモッグ緊急時対策基本方針の策定及び大気汚染常時監視テレメータシステムの更新について
- ⑩騒音・振動・悪臭に関する規制地域等の設定に係る基本方針の見直しについて
- ⑪熊本県手数料条例の一部を改正する条例の概要について
- ⑫平成19年度水俣湾環境調査結果について
- ⑬熊本県手数料条例の一部を改正する条例の概要について
- ⑭公共関与による管理型最終処分場の整備について
- ⑮熊本県手数料条例の一部を改正する条例の概要について
- ⑯水俣病対策の状況等について
- ⑰平成19年度食品表示に関する監視及び調査の実施状況について
- ⑱「熊本県人権教育・啓発基本計画」の見直しについて

出席委員（8人）

- 委員長 藤川 隆 夫
- 副委員長 重村 栄
- 委員 大西 一 史
- 委員 福島 和 敏
- 委員 九谷 弘 一
- 委員 船田 公 子
- 委員 淵上 陽 一
- 委員 高野 洋 介

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

- 部長 岩 下 直 昭
- 次長 森 枝 敏 郎
- 次長 林 田 直 志
- 次長 東 明 正
- 健康福祉政策課長 岡 村 範 明
- 社会福祉課長 坂 田 憲 久
- 首席健康福祉審議員兼
- 少子化対策課長 矢田貝 泰 之
- 高齢者支援総室長 岩 田 宣 行
- 高齢者支援総室副総室長 倉 永 保 男
- 高齢者支援総室副総室長 橋 本 博 之
- 障害者支援総室長 前 田 博
- 障害者支援総室副総室長 若 杉 鎮 信
- 障害者支援総室副総室長 兼 行 雅 雄
- 医療政策総室長 高 橋 雄 二
- 医療政策総室副総室長 高 嶋 裕 治
- 医療政策総室主任主事 横 山 暢 久
- 首席医療審議員兼
- 健康づくり推進課長 中 田 榮 治
- 健康危機管理課長 牧 野 俊 彦
- 薬務衛生課長 早 川 弘 文

環境生活部

- 部長 村 田 信 一
- 次長 富 永 安 昭
- 次長 駒 崎 照 雄
- 次長 中 山 寛
- 環境政策課長 坂 本 慎 一
- 環境政策監兼
- 環境立県推進室長 森 永 政 英
- 環境保全課長 古 庄 眞 喜
- 水環境課長 林 田 源 正
- 自然保護課長 久 保 尋 歳
- 首席環境生活審議員兼
- 廃棄物対策課長 本 田 恵 則
- 廃棄物公共関与政策監兼
- 公共関与推進室長 山 口 洋 一
- 水俣病保健課長 谷 崎 淳 一

水俣病審査課長 田 中 彰 治
食の安全・消費生活課長 山 地 あつ子
交通・くらし安全課長 江 藤 弘 文
人権同和対策課長 佐 藤 幸 男
人権センター長 福 岡 耕 治

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 和 彦
政務調査課課長補佐 内 田 豊

午前10時3分開議

○藤川隆夫委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第5回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に4名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることにいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査を行います。

なお、本委員会には、例年の2月定例会において付託される議案の先議と後議分を合わせた議案等を審議することになり、健康福祉部、環境生活部とも相当のボリュームがありますので、両部からの出席を分けて説明を求めることにいたしました。

本日は、日程の都合上、健康福祉部から先に行います。

まず、始めますけれども、補正予算関係、その次、当初予算関係、条例関係、そして報告という順で執行部の説明を求めた後、質疑を一括して受けたいと思います。

なお、採決は、環境生活部関係の審議が終わった後に行います。

まず、健康福祉部長から総括説明を行い、続いて、関係課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、岩下健康福祉部長。——どうぞ着席で構いませんので。

○岩下健康福祉部長 それでは、御説明申し

上げます。

本議会に提案いたしております健康福祉部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案させていただいておりますのは、予算関係6議案、条例等関係10議案、そして報告1議案の合計17議案でございます。

まず、平成19年度熊本県一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

総額23億8,900万円余の減額補正を計上いたしております。

その主な内容でございますが、老人医療給付費、介護給付費等の扶助費、これが当初の見込みを下回ったことによります減額、それから、財政健全化に向けて取り組んでおります予算の効率的、効果的執行によります減額補正でございます。

また、平成19年度から平成20年度への繰越明許費といたしまして、老人福祉施設費ほか1事業で、合わせまして1億7,400万円余をお願いいたしております。

このほか、平成20年4月1日から業務を開始いたします委託事業等につきまして、3月中に入札等の事務手続を終える必要がございますので、総額4億2,600万円余の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

次に、平成19年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算でございますが、これは、熊本県母子寡婦福祉資金の運用益を一般会計から繰り入れることに伴いまして、財源更正を行うものでございます。

次に、平成19年度熊本県病院事業会計補正予算でございますが、これは、県立こころの医療センターにおきます看護師等の退職者増に伴う退職手当の増額によりまして、1,900万円余の増額補正を計上いたしております。

また、平成20年4月1日から業務を開始いたします委託事業につきまして、総額7,900万円余の債務負担行為の設定をお願いしております。

以上、今回お願いいたしております特別会計を含む補正予算の総額は23億6,900万円余の減額補正でございます、健康福祉部の補正後の予算総額は1,036億4,900万円余となっております。

次に、今回の当初予算につきましては、本会議におきます提案理由の説明のとおり、骨格予算として提案いたしております。

内容といたしましては、緊急に取り組むべき施策と年度当初から始まる新たな制度に要する経費、これらを除きまして、人件費や扶助費等の義務的経費、経常的経費、そして継続的事業に要する経費を中心に計上いたしております。

まず、平成20年度熊本県一般会計予算でございますが、総額で1,039億4,000万円余を計上いたしております。

その主なものについて御説明申し上げます。

まず、緊急に取り組むべき施策として、発生が懸念されている新型インフルエンザ対策につきましては、タミフルの備蓄等に加えまして、感染症指定医療機関に対する運営費の補助等、発生時における緊急医療体制の整備等に取り組んでまいります。

次に、制度的に年度当初から対応する必要がある新たな施策でございますが、肝炎を国内最大の感染症ととらえまして、薬害肝炎の救済策とは別に、肝炎の早期発見や、治療が必要な肝炎患者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するため、新たな肝炎対策が国の施策により実施されます。

これにつきましては、もともとは薬害被害者の救済を図ることがきっかけであるというふうに考えられますことから、国の全額負担において実施すべきということを全国知事会などを通じまして再三にわたり国に対して強く申し入れてきたところでございますが、国におきましては、薬害問題と切り離し、肝炎に係る一般対策として、国と地方が1対1で

負担するスキームでの検討がなされてきたものでございます。

このような経緯はございますものの、県内にも多くの対象者がいると考えられますことから、県としても積極的に対応することとし、肝炎患者に対する治療費の助成や肝炎ウイルス検査等に必要な経費を計上いたしております。

また、老人保健法の改正によりまして、平成20年度から新たな医療保険制度として後期高齢者医療制度が開始されることに伴いまして、医療費の県負担分のほか、運営主体であります後期高齢者医療広域連合の財政の安定化を図りますため、県に基金を設置し県負担分を拠出いたしますなど、必要な経費を計上いたしております。

次に、主な施策でございますが、地域福祉の推進につきましては、県地域福祉支援計画「地域ささえ愛プラン」を具体的に推進いたしますため、だれもがいつでも集い支え合う地域福祉の拠点としての「地域の縁がわづくり」やモデル的にコミュニティソーシャルワーカーの配置を行います「地域の結びづくり」などに取り組んでまいります。

さらに、近年増加しつつある生活困窮者につきましては、福祉事務所や民生委員等関係機関によるきめ細かな相談対応等を行いますとともに、生活保護受給者につきましては、自立支援プログラムの策定、活用により支援を行ってまいります。

少子化対策につきましては、子育て支援にかかわる人材の育成や団体等のネットワークの構築、さらには企業等における子育て支援を推進いたしますなど、県民ぐるみの子育て応援団づくりに取り組んでまいります。また、地域子育て支援拠点づくりや病児・病後児保育の再編、充実など、地域ニーズに対応した多様な保育サービスの充実に努めてまいります。

児童虐待の防止につきましては、児童相談

所を核といたしまして、発生の予防から早期発見、早期対応、そして子供の自立支援まで、切れ目のない支援に努めてまいります。

高齢者対策につきましては、県民一人一人ができるだけ病気や介護が必要な状態にならずに、住みなれた地域で、生きがいを持ちながら、自立して長寿を全うすることができまよう、介護予防、健康長寿づくりに引き続き取り組んでまいります。

障害者支援につきましては、障害者自立支援法に基づく第2期障害福祉計画の策定に市町村と緊密に連携しながら取り組むことによりまして、各種サービス基盤の計画的な整備を図ってまいります。また、自殺対策につきましては、引き続き広報活動に取り組みますとともに、自殺者遺族の支援体制の整備や相談スタッフの充実を図ってまいります。

医師確保対策につきましては、地域における医師偏在の改善を図りますため、医療対策協議会の運営、女性医師就業支援などの総合的な医師確保対策に取り組んでまいります。

小児医療体制の整備につきましては、救急医療拠点病院の運営支援や小児救急の医師研修事業、シャープ8000番による電話相談事業及び地域の小児医療の提供体制の具体的な検討等に取り組んでまいります。

くまもと健康・長寿づくりににつきましては、子供から高齢者まで、生涯を通じた健康づくりを進めますとともに、健康寿命を延ばすため、メタボリックシンドロームの予防対策などに取り組んでまいります。

周産期の母子医療対策につきましては、新生児集中治療室、NICU病床数の不足、低出生体重児の増加などの現状も踏まえまして、新たに早産予防対策事業を検証し、早産そのものを減少させる妊娠管理の取り組みが県下の保健医療機関に広がるよう努めてまいります。

次に、平成20年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計でございますが、母子寡婦福祉資金

の貸付金といたしまして、1億100万円余を計上いたしております。

次に、平成20年度熊本県病院事業会計予算でございますが、県立こころの医療センターの予算といたしまして、病院の管理運営等に要する経費18億3,300万円余を計上いたしております。

以上、特別会計を含む健康福祉部の平成20年度予算総額は1,058億7,500万円余となり、平成19年度当初予算と比較しますと、金額にして7億5,200万円余の増額、率にして0.7%の増となっております。

予算総額が伸びておりますのは、主として、先ほど述べました後期高齢者医療対策費及び肝炎対策費等によるものでございます。

このほか、熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定についてほか、9議案の条例制定案件等、また、専決処分報告案件もあわせて提案いたしております。

なお、熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど3つの病院事業関係条例につきましては、経営の自主性、機動性を高め、効率的な経営改善を図るため、平成20年4月1日から、県立こころの医療センターの運営形態を地方公営企業法の一部適用から全部適用に移行することに伴い、関係条例の制定、整備を行うものでございます。

このほか、健康福祉部におきます平成20年度の行財政改革の取り組みについてなど、5件につきまして御報告をさせていただくことといたしております。

以上が今回提案いたしております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係各課・総室長から御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○藤川隆夫委員長 引き続き各課長から説明

をお願いします。

なお、時間の都合がありますので、説明はできるだけ簡潔にお願いいたします。

それでは、岡村健康福祉政策課長。

○岡村健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

お手元の委員会説明資料(2月補正予算関係)の2ページをお願い申し上げます。

主なものを御説明させていただきます。

まず、上段の社会福祉総務費の職員給与費でございますが、職員給与費につきましては、毎年1月1日時点の職員数とその給与額をもとに予算を計上いたしております。今回の補正は、19年4月1日以降の人事異動、組織改編に伴います所要額の増減をお願いするものでございます。部全体では、病院事業特別会計を除きまして、総額6,495万9,000円の増額補正をお願いしております。

次に、民生委員費の説明欄に経費節減と記載しております。

以下、この資料の中で経費節減と記載しているものにつきましては、県の厳しい財政状況を踏まえまして、全庁挙げて予算の効率的な執行に取り組むということで節減をしたものでございます。減額の補正をお願いするものでございます。

以下、各課の説明欄に職員給与費及び経費節減と記載しておりますものにつきましては、同様でございますので、説明は省略をさせていただきますと存じます。よろしくようお願い申し上げます。

次に、3の(1)地域の結いづくり推進事業でございます。

そのうち、市町村が行います小地域ネットワークづくりに対する助成金につきまして、当初、国、県、市町村でそれぞれ3分の1ずつ負担を予定しておりましたのが、制度の変更によりまして、国、市町村の2分の1ずつに変わったということから、当初予定してお

りました県負担分でありまして1,138万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

それから、3の(2)の地域の縁がわづくり推進事業でございますが、社会福祉法人、NPO法人等が地域の縁がわを整備するための助成金の所要額の減により、1,200万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、4の(1)福祉総務費でございますが、昨年7月に発生をいたしました新潟中越沖地震に職員を派遣いたしました。その際の経費が国庫補助対象となったということから、一般財源との財源更正を行うものでございます。なお、金額的には、233万7,000円でございます。

3ページ、4ページにつきましては、国庫補助金の内示増減に伴うものが主なものでございます。

以上、4ページの課の合計にございますように、総額1,793万7,000円の減額補正をお願いしております。

次に、5ページの債務負担行為でございますが、健康福祉政策課のほか、8課分でございます。

小児救急電話相談事業、あるいは犬捕獲抑留等の業務、32業務分でございます。平成20年4月1日から業務を開始するために、3月中に入札等の事務手続を終えて契約内容を確定する必要があるということで、債務負担行為を設定するものでございます。

2月補正に関しましては以上でございます。

次に、当初予算関係の説明資料をお願い申し上げます。

2ページでございます。

右の欄で主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、上段の社会福祉総務費でございますが、これも職員給与費を計上させていただいておりますけれども、これにつきましては、

先ほどと同じように、平成20年1月1日時点の職員数とその給与額をもとに積算をいたしております。部全体では、71億5,681万円余となっております。

この職員給与費につきましても、各課とも同様の趣旨でございますので、各課ごとの説明は省略をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、民生委員費でございますが、熊本市を除きます県下2,832名の民生委員、児童委員の報酬、日常活動の経費に係る補助金等でございます。

それから、4の社会福祉協議会の助成費でございますが、(1)から(3)まででございます。それぞれ県の社会福祉施策の実施主体として機能しております県社協の運営費及び福祉サービス運営適正委員会並びに地域福祉権利擁護センターへの補助金でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

5番の地域福祉振興費でございますが、(1)の地域福祉計画推進・支援事業は、地域福祉計画に基づく市町村の取り組みを推進、支援するセミナー等を開催するものでございます。

(2)の地域の結びづくり推進事業でございますが、身近な地域で住民同士がともに支え合う小地域ネットワーク活動の普及、あるいはモデル事業でございますが、コミュニティソーシャルワーカーを設置いたしまして、地域福祉の再構築に取り組む市町村に対し補助を行うものでございます。

次に、(3)の福祉サービス第三者評価推進事業でございますが、平成18年7月にスタートいたしました評価制度の推進機構の事務経費と評価制度の普及促進、それから事業所の受審を促進するための補助を行うものでございます。

1つ飛びまして、5の地域の縁がわづくり推進事業につきましては、先ほど申しましたような地域の拠点づくりに取り組む団体に補

助を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。

6番の社会福祉諸費でございます。

(1)の県総合福祉センター管理費でございますが、平成18年4月から同センターの管理運営を行っております指定管理者への委託経費でございます。

次に、(2)福祉人材センター運営費、(3)福祉施設経営指導事業でございますが、県社協が行っております福祉人材確保のための就労支援、あるいは研修会事業への委託経費や社会福祉施設の施設運営全般の資質向上を図るため、専門家によります指導、助言等を行っている事業への補助金でございます。

(4)の地域共生くまもとづくり事業でございますが、県の地域福祉支援計画の推進に寄与するいろいろな地域福祉活動に対しまして、地域福祉基金を財源に補助を行うものでございます。

5ページをお願いいたします。

8の(1)でございます。

やさしいまちづくり普及啓発事業でございますが、障害者用駐車場の適正利用を推進するため、平成20年1月31日から運用を開始いたしましたハートフルパス制度の運営経費等でございます。

それから、9番の国庫支出金返納金でございます。

県社協にございます生活福祉資金の原資のうち、貸し付け可能額の余裕分の3億円につきまして引き揚げを行いまして、そのうち国庫相当分2億円を国へ返納するものでございます。

6ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費でございます。

説明欄の最下段でございますが、保健医療推進対策費でございます。医療業務関係業務などに利用しております衛生総合情報システムの運用に係る経費でございます。

7ページになりますが、課計といたしまし

て、総額41億3,425万円余をお願いいたしております。

当初予算関係は以上でございます。

続きまして、条例関係を御説明させていただきたいと存じます。

92ページをお願いいたします。

議案第82号熊本県高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画の変更についてでございます。

説明資料といたしまして、94ページから96ページまで掲載いたしております。

まず、94ページをお願い申し上げます。

さきの12月議会の委員会におきましても説明をさせていただいておりますが、計画の概要を簡単にまとめております。

この計画は、通称やさしいまちづくり条例に規定いたします3つの基本方針及び7つの分野におきます現状と課題及び基本的な施策の方向性を取りまとめた基本計画でございます。31の指標で取り組みの進捗を管理しているもので、体系図にあるような仕組みとなっております。

本年度が見直しの年度となっております。計画策定後の制度改正、あるいは社会情勢の動き、目標の達成状況等を踏まえまして、一部の指標及び目標値の変更を行うものでございます。

内容につきましては、31項目の指標と目標値のうち、9項目の指標または目標値の変更を行うものでございます。

95ページでございますが、31指標全体を一覧でおつけしております。このうち、ナンバーのところを黒い太線で囲んでおります。この部分につきまして、今回見直しをさせていただきたいというものでございます。

それらを抜粋いたしましたのが96ページに掲載をいたしております。左半分が現在の指標と目標値と、それから右半分が今回変更しようとするものでございます。

簡単にそれぞれ御説明申し上げます。

ナンバー4でございますけれども、障害者の高等部進学率、これは全体の進学率が94.5%というところになっておりますが、進学を希望される生徒さんの進学率は100%でございますので、今回はその指標を進学を希望した生徒に対する高等部進学率といたしまして、目標値といたしましては100%を維持するというに変更させていただきたいと思っております。

次に、9番の障害者実雇用率でございますが、これにつきましても、平成22年度の目標値でございます法定雇用率1.8%を既に達成している状況でございます。このため、今後は、法定雇用率達成企業の増加を目指すということから、指標を法定雇用率達成企業の割合に変更いたしまして、60%にしたいと思っております。なお、これは平成18年3月に策定しております熊本県労働行政プラン「しごといきいき県民プラン」と目標を同一にするというものでございます。

それから、次の10番の職場適応訓練による就職者数でございます。これにつきましては目標値の変更をお願いしてございますが、平成22年度に200人となっておりますけれども、本事業の最近の就職実績が横ばいとなっております。今後と同様な状況であると考えております。これは、平成15年度に、国事業といたしまして、厚生労働省において別途創設をされましたトライアル雇用事業というものがございまして、これとあわせまして、平成18年度で、記載はしておりませんが、505人となっております。実数ではかなり増加をしているところでございます。

障害者の方にとりましても選択の幅が広がったということになりましたけれども、本事業に限ってみますと同水準で推移するのかなと思われまので、目標値を変更させていただきたいと思っております。これまでの伸びから157人とさせていただきたいと思ってお

ります。

今後とも、ハローワークとも連携をいたしまして、障害者の特性に応じた適切な就労支援がより一層取り組むことができるように努めてまいりたいと思っております。

それから、次の19番でございますけれども、本指標につきましては、伸び率は小さい方がよろしいわけでございますが、平成15年度からの取り組みの強化によりまして、被害件数は減少傾向にございまして、既に目標値でございます1.40を達成している状況でございます。

それと、指標の10年間における伸び率というふうにしてございますけれども、進捗管理をしていく上では適切ではないという判断から、対比する年度を固定させまして、平成12年度比伸び率ということで変更したいというふうに考えております。

それから、20番でございます。本指標は、高齢者、障害者の情報の把握、あるいは緊急通報システムの導入、情報提供体制の確立等の体制に関するものでございますけれども、同様の目的を持って市町村に策定が求められております災害時要援護者避難支援計画策定市町村ということで、その数を新たな指標にしたいと考えておるところでございます。

この計画は、先般の新潟中越沖地震、あるいは能登半島地震の際にその有効性が実証されまして、市町村の関心も高い計画でございます。現在の策定市町村は錦町1町でございますが、本年度中には12市町村が策定予定でございます。災害時におきます要援護者の安全確保の重要性にかんがみまして、平成22年度までには、全市町村の策定を目標にして取り組んでまいりたいと考えております。

それから、22でございます。本指標につきましても、伸び率は小さい方がよろしいわけですけれども、既に目標値でございます1.33を達成しておるところでございます。高齢者への交通安全教育が浸透いたしまして、平成

13年度以降は伸び率が低下しておりまして、今後さらに伸び率を低下させるということで、平成12年度の高齢者1,000人当たりの交通事故件数と比較しまして、その伸び率を1.00に変更したいと考えておるところでございます。

それと、先ほどと同じように、10年間の伸び率ということが進捗管理の上で適切でないということで、平成12年度比伸び率に変更したいというふうに考えております。また、事故ということを経済活動ということと特定をするという変更をあわせてお願いしてございます。

次に、24番でございますけれども、事前協議の対象の建築物の関連でございまして、これまで事前協議済み通知書が交付された建築物の割合ということにしております。事前協議につきましては、指導、助言をよりきめ細かく行い、特に日常生活に密着しました建築物のバリアフリー化を図るために、平成16年にやさしいまちづくり条例を改正いたしまして、対象建築物の範囲を小規模建築物で拡大をいたしております。また、平成18年度に指導等運用基準を見直しまして、法、条例の基準すべてに適合することを原則といたしました。

このことから、事前協議件数そのものは伸びる一方で、交付割合が低下するという状況になっておりまして、より適当な指標といたしまして、高齢者、障害者が利用しやすい施設の増加を割ります建築物の累積数ということで指標を変更させていただきたいと思っております。目標値といたしましては、これまでの年間の処理件数を勘案いたしまして、1,826件としたいと考えております。

それから、26番でございます。本事業につきましても、平成22年度の目標値80件に対しまして、平成18年度の実施件数は51件となっており、目標値には到達しておりませんが、申請に対しましては、全市町村におい

て100%実施できる状況にあるということから、目標値を掲げる指標といたしましては、今回廃止をさせていただきたいと考えております。

最後に、31番のガイドヘルパーの養成研修事業受講者数でございますが、本指標につきましては、現状値で目標の760人を既に大きく上回っております。また、障害者自立支援法の施行等に伴いまして、このガイドヘルパー養成研修も平成18年9月末で終了しておりますので、指標を変更したいと考えております。かわりに、障害者自立支援法に基づきます市町村の地域生活支援事業の一つであります移動支援事業の利用者数を新たな目標としたいと考えております。目標値といたしましては、各市町村が策定をいたします障害福祉計画の目標数値をもとに、1,350人としたいと考えておるところでございます。

なお、これの変更につきましては、熊本高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会の審議を経て、今回の提案とさせていただいております。

なお、やさしいまちづくりに関連いたしまして、2点、ちょっと御報告をさせていただきたいと思っております。

1点目でございますが、実は前回の委員会での件につきまして報告をする際、大西委員の方から、庁内の庁舎の視覚障害者用誘導用ブロックの件で、新庁舎と旧庁舎の渡り廊下等を例に出されまして、黄色になっているのかという御質疑がございました。私、そのとき、黄色になっていたのではないかというようなことを申し上げましたけれども、誤りでございまして、まず訂正をさせていただきたいと思っております。

また、その後所管課と協議をいたしまして、現在改修作業に取りかかるということにしておりまして、近日中には着手をするということになっておりますので、御報告させていただきたいと思っております。

それから、あわせまして、ハートフルパス制度でございますけれども、1月31日に制度改正をいたしまして、これまで約1,600件の交付をさせていただいております。今後とも、協力施設の拡充、制度の周知等に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、専決処分の報告でございます。

飛びまして申しわけございません。101ページでございます。

交通事故に係ります和解及び損害賠償額の決定についてでございます。

これは、昨年10月1日、玉名地域振興局保健福祉環境部の職員が長洲町に公用車で出張の折、昼食をとったレストラン駐車場におきまして接触事故を起こしたものでございます。

この事故に関しまして、県の相手方に対します損害賠償額を11万4,154円といたしまして和解することについて専決処分を行いましたので、ここに記載の内容について報告をさせていただくものでございます。

なお、公用車は任意保険に加入いたしております。損害賠償の額は全額保険会社から支払われることになっております。

なお、職員に対します求償権につきましては、熊本県交通事故損害賠償審査会におきまして、不行使と決定をされておるところでございます。

長くなって申しわけございません。

最後でございますが、別冊で報告事項という冊子がございます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度におきます健康福祉部所管の行財政改革の主な取り組みについて御報告申し上げます。

行政改革の組織体制の見直しについてでございます。

県立病院こころの医療センターについてで

ございますけれども、平成20年度から地方公営企業法の全部を適用いたしまして所要の取り組みを行っていくものでございます。

詳細は、後ほど障害者支援総室の方から条例関係の際に御説明を予定してございます。

次に、保育大学校につきましては、近年の民間保育士養成施設の増加等を踏まえまして、平成20年度末をもって廃止をすることといたしております。

2ページをお願いいたします。

業務の見直し関連でございます。

再掲につきましては省略させていただきます。

保健環境科学研究所におきます研究につきまして、事業計画、事業実績に関する外部評価制度を引き続き実施し、さらなる研究の重点化を進めてまいります。

健康センターにつきましては、現在の指定管理者や入居団体と協議しながら、平成20年度中に施設のあり方について方針を決定することといたしております。

それから、社会福祉8施設につきましては、平成21年度末を目途としました施設の民営化に向けた取り組みを行うことといたしております。社会福祉8施設と移管予定先の団体は資料に記載のとおりでございます。

次に、出資団体につきましては、資料にございます4団体ごとに作成された具体的な見直しを進めてまいります。

それから、3ページになりますが、そのうち社会福祉事業団につきましては、平成21年度末に予定しております自立に向けまして、団体との調整等の取り組みを進めてまいります。

次に、財政改革の歳入構造の見直しにつきましては、薬事法改正による登録販売者試験制度等の導入に伴いまして、受益者負担の適正化の観点から、平成20年4月から受験申請手数料を新設することとし、手数料条例の一部を改正する条例案を本議会総務常任委員会

に付託させていただいております。詳細は、後ほど薬務衛生課から報告事項として御説明させていただきます。

歳出構造の見直しにつきましては、まず、各種補助制度のあり方につきまして、引き続き検討を行うことといたしております。

そして、こころの医療センターにおきます病院事業会計につきましては、繰り出し基準の見直しを行いまして、一般会計からの繰り出しを平成20年度に平成19年度比1億円縮減をいたしまして、以降、段階的に縮減を図ることといたしております。

以上、長くなりましたけれども、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○坂田社会福祉課長 社会福祉課でございます。

補正予算関係の資料の6ページでございます。

次の7ページとともに、職員給与の増減、あるいは各種事業の国庫支出金等の内示増減、それと経費の節減等に伴う補正でございます。

8ページをお願いいたします。

扶助費でございますが、7,104万8,000円を減額いたします。生活保護の生活扶助、あるいは医療扶助等に要する経費で、2の欄、1国庫支出金返納金でございますけれども、これは18年度の保護費の確定に伴います国への返還金でございます。2は、本年度の保護費について、当初の見込みより少なかったことに伴う減額でございます。

以上、本課で1億443万6,000円の減額となっております。

続きまして、当初予算関係でございます。

資料の8ページをお願いいたします。

社会福祉総務費でございます。

右の説明欄の2の社会福祉諸費でございますけれども、社会福祉法人や社会福祉施設等の指導監査に要する経費でございます。

次に、遺家族等援護費でございます。

主なものですが、説明欄の2の(1)に特別給付金等支給事務費がございます。戦没者の遺族等に対する特別給付金の支給事務に係る経費でございます。

それから、(2)と(3)でございますけれども、引揚者等援護事務費及び扶助費でございますけれども、これは、中国残留邦人に対します帰国後の日本語指導あるいは就労指導等に係る支援に係る経費でございます。帰国者につきましては、現在その6割に当たる方が生活保護を受給しておりますけれども、4月からこの生活保護にかわる制度として新たな国の支援策が出ております。生活支援給付金が創設され、支給されるということになっております。

次の9ページでございます。

4の特別基金事業推進委託費でございますけれども、これは恩給欠格者あるいはシベリア抑留者、外地引揚者等に対します国の支援事業に係る委託費でございます。

それから、中ほどの生活保護総務費でございますけれども、説明欄1の(1)セーフティネット支援対策事業、それから次の10ページの福祉事務所費等につきましては、生活保護の決定やあるいは生活保護受給者に対します就労支援、扶養義務調査など、生活保護の適正な運用を確保するための活動経費等でございます。

次に、10ページの中ほどの扶助費でございます。

これは、生活保護の生活扶助、医療扶助等に要する経費でございます。保護が微増傾向にあり、増額いたしております。

最後に、住宅管理費でございます。

説明欄2でございますけれども、引揚者住宅、熊本市大江にございます山の上団地の維持管理に要する経費でございます。

以上、総額40億4,612万3,000円を計上しております。御審議のほどよろしくお願

い申し上げます。

○矢田貝少子化対策課長 少子化対策課でございます。

まずは2月補正予算説明資料の方の9ページからごらんいただければと思います。

まず、児童福祉総務費、B欄にございまして、1,500万円余の増額をお願いするものでございます。

説明欄の3の(2)多子世帯子育て支援事業でございますけれども、これは、19年度から、第3子以降3歳未満児の保育料の無料化ということで取り組んでございますけれども、市町村におきまして対象児童数の方が見込みよりもふえたということに伴いまして、増額の補正をお願いするものでございます。

同じページの(7)児童健全育成事業でございます。

これは、放課後児童クラブ、小学校1年生から3年生のお子様の放課後お預かりする事業でございますが、こちらは、市町村の方の見込みが実際よりも少なかったということで、2,700万円余の減額をお願いするものでございます。

10ページでございますけれども、4、5、6につきましては経費の節減、7につきましては国庫支出金の確定に伴う精算返納金でございます。

11ページでございますが、児童措置費、B欄にございまして、1億2,000万円余の減額をお願いしてございます。

説明欄1の(3)市町村に係る保育所運営費負担金9,600万円余の増額でございますが、これは、人事院勧告に伴うなどによります保育単価がふえたことに伴う増額でございます。

3の児童手当費、児童手当市町村交付金でございますが、こちらにつきましては、本年度制度改正もあったことから、市町村における見込み過多であったということから、2億

2,000万円余の減額をお願いするものでございます。

11ページ下段の母子福祉費でございますが、9,500万円余の減額でございます。

12ページの説明欄をごらんいただければと思いますけれども、3の(3)扶助費、こちら側の児童扶養手当、母子家庭に対します金銭的、経済的な支援を行う児童扶養手当の支給に係る扶助費でございますけれども、伸びが見込みよりも少なかったということで、9,900万円余の減額をお願いするものでございます。

4のひとり親家庭等医療費、これは、ひとり親の家庭に対する医療費を補助するものでございますが、市町村の所要額の増ということで400万円余の増額をお願いするものでございます。

下段の児童福祉施設費108万円の減額でございますけれども、2の市町村保育施設運営費補助、特別保育総合推進事業、これは、市町村の子育て支援センターの方の補助制度の見直しが国の方でございまして、それに伴うものなので、3,700万円余の減額をお願いするものでございます。

3の児童福祉施設整備費でございますけれども、こちらは国庫補助の内示増に伴うものでございまして、老朽化が進んでおり、整備の緊急性が高い八代にございます八代乳児院、こちらの方が国庫補助の内示があったということで、5,287万円余の増額補正をお願いするものでございます。

4の施設職員退職共済費、これは社会福祉施設の退職金の一部を負担するものでございまして、退職者数が見込みを下回ったことに伴います減額でございます。

13ページ、5は、児童相談所費、経費の節減等でございます。

6児童一時保護所費でございますけれども、こちらは、一時保護所を利用する児童がふえたということで、500万円余の増額をお

願いするものでございます。

13ページ下段、母子寡婦福祉資金特別会計繰出金でございますけれども、こちらは、運用益が18万円ほど生じたので、これを特別会計の方に繰り出しするものでございます。

以上、少子化対策課の補正予算といたしまして、2億1,000万円余の減額をお願いするものでございます。

14ページ、繰越明許費でございますが、先ほど御説明しました国庫補助内示が付きまして八代乳児院の建てかえについてでございますが、工期が、竣工が次年度になるということから、繰り越しをお願いするものでございます。

15ページでございます。

これは、母子寡婦福祉資金特別会計についてでございますけれども、先ほど御説明しました利子の繰り入れに伴います財源更正を行うものでございます。

続きまして、当初予算の説明資料の方の11ページをお願いいたします。

当初予算についての御説明でございます。

まず、児童福祉総務費でございますけれども、2の保護事務費、(1)は児童福祉施設の運営指導監査等に要する経費、(2)は認可外の保育施設に対する職員、児童の健康診断費に対する補助を行う事業、3児童健全育成費でございますが、(1)の保育士研修の在り方検討事業でございます。これは、保育大学校の廃止に伴いまして、現在保育士の、その後の保育士の現任保育士の研修のあり方について、現在、保育団体や各大学、もしくは同窓会の方などにもお入りいただきまして、どういう検討をしていくかと大卒の検討を現在しているところでございますが、来年度におきましては、今年度の検討も踏まえまして、引き続き具体的に21年4月からどのような研修を行っていくかの検討をするということに要する経費でございます。

12ページでございます。

地域における子育て支援推進事業、これは、地域における子育ての応援者をふやしていくという取り組みでございます。その中で、特に拡、くまもと子育て応援の店・企業推進事業とございます。これは、九州連携で各県共通のマークを使いまして、子育て応援の店事業を展開してございますけれども、今年度は、その周知を図るために、九州各県と連携してキャンペーンに取り組むというものでございます。

(3)の子育てポジティブキャンペーン、今年度に引き続いて、子育ての楽しさをみんなで共有していくためのイベントを開催したいと考えております。

(4)の児童健全育成事業費3億8,700万円余でございますけれども、これは放課後児童クラブの運営などに要する経費でございます。今年度におきましては、まず、利用料負担の適正化を図ろうということで考えております。また、国の方で、障害児の受け入れについての加算もしくは夏休みの受け入れについての加算というものの新たな制度化が予定されておりますけれども、こちらについては、額の大きな新規の事業になるということで、今予算には計上せず、6月に向けて検討していきたいというふうに考えているものでございます。

(5)のすこやか親育ちサポート事業は、産後うつ病の早期発見、早期支援などに取り組む事業でございます。

13ページ、次世代育成支援行動計画バックアップ事業でございます。新と書いてございますのは、21年度で前期計画切れますので、その後の計画策定に向けた準備として、来年度基礎調査を実施したいというふうに考えてございます。

13ページの6の保育大学校費の(3)保育大学校閉校事業、マル新と書いてございますが、これは、閉校に伴います記念誌の発行、もし

くは閉校行事の開催に要する経費として160万円余を計上しているものでございます。

14ページ、児童措置費でございます。

(1)は、児童養護施設などに保護をした児童に係る費用の支弁でございます。(2)は、母子生活支援施設の運営に係る負担金、(3)は、市町村に係る保育所の運営費の県負担金でございます。(4)は、母子生活支援施設の運営費の支弁でございます。

2の清水が丘学園費は、自立支援施設でございます清水が丘学園の運営に要する経費を計上しているものでございます。

15ページ、3児童手当費、これは、小学校修了前の児童を養育している者に対する児童手当の交付に要する交付金でございます。

15ページの下段、母子福祉費でございます。

1のひとり親対策費といたしまして、(1)は相談事業、(2)は新事業、就業支援などの支援を行う事業でございます。その中で、マル新と書いてございます。これは、ひとり親家庭等自立促進計画の見直しを今年度実施したいというものでございます。

3の児童扶養手当支給事業費でございますが、おめくりいただきまして、16ページ、(3)が児童扶養手当の支給に要する経費でございます。

4ひとり親家庭等医療費、ひとり親家庭に対する医療費の助成を行う事業でございます。

16ページの下段、児童福祉施設費でございますが、2の市町村保育施設運営費補助でございます。特別保育総合推進事業といたしまして、多様な子育て支援を行う市町村に対する補助を行いたいと考えております。病児・病後児保育につきまして、国の方で制度の再編、それと補助単価のアップがございまして、それに対応いたしますとともに、子育て支援センターについては、利用実績に応じた補助にするなど、その利用の促進を図ろうというふうに考えてございます。

3は、民間社会福祉施設の産休代替職員の確保に要する経費の補助、次の17ページの4は、社会福祉施設の退職金の支給に関する経費の補助を行う事業でございます。

17ページ、5は、児童相談所費でございます。(2)が児童相談所の相談事業、(3)が虐待防止総合推進事業でございます。マル新とございますけれども、里親の利用促進を図るための里親支援機関事業という事業を新たに実施したいというふうに考えてございます。

(4)「こうのとりのゆりかご」を巡る課題の検証事業でございます。これは、県と市で共同で開設している、いわゆる中期的検討を行う検討会議でございます。昨年11月に第1回の検証会議を開催いたしまして、来月に第2回目を開催したいというふうに考えてございますが、来年度も引き続き検証を続けるものでございます。予定といたしましては、今年の8月に中間報告をまとめ、21年、来年の秋には最終報告をまとめるということで、6人の委員の方に御議論をいただいているところでございます。

(5)不登校児童等総合対策事業、不登校児童に対する大学生訪問のサポートに要する経費でございます。

おめくりいただきまして、18ページ、(6)は、荒尾にございます児童家庭支援センターの運営に係る事業の補助でございます。

6の児童一時保護所費は、児童相談所の中にございます一時保護所の運営に係る経費でございます。

母子寡婦福祉資金特別会計繰出金、母子寡婦家庭に対する貸し出しを行うための積立金といたしまして、一般会計から500万円を繰り出すものでございます。

以上、一般会計の方で当課の予算としては、総額で149億円余の予算をお願いしているものでございます。

19ページでございますが、母子寡婦福祉資金特別会計でございますが、先ほどの500万

円の一般会計繰り出しのほか、地方債の欄にございますとおり、1,000万円、国からの地方債ということで借入れを行い、合計で1億100万円余の予算で貸し付けを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

最後、20ページでございますが、債務負担行為、2つございまして、1つは、母子家庭等の児童の身元保証、就職の際の保証人に3年間県が保証人になるというものでございます。34でございますのは、母子寡婦福祉資金の貸し付けにつきまして、高校に行くなど修学に要する、2年以上にわたって継続して貸し付けを行うものについて債務負担行為を設定するものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○岩田高齢者支援総室長 高齢者支援総室でございます。

まず、2月補正予算関係でございますが、資料の16ページをお願いいたします。

まず、老人福祉費でございます。

右側の説明欄で、2の高齢者福祉扶助費の軽費老人ホーム事務費補助事業でございますが、補助の対象としております事務費の基準単価が当初の見込みを下回ったこと等によりまして、1,100万円余の減額補正を行うものでございます。

次に、その下の3高齢者福祉対策費でございますが、(1)から(7)に掲げておりますように、主に所要額の減あるいは国庫委託金等の減によりまして、270万円余の減額補正を行うものでございます。

17ページをお願いいたします。

4の国庫支出金返納金でございますが、平成18年度分の在宅福祉事業費補助金等の精算返納金として1,800万円余を計上いたしております。

次に、5番の介護保険対策費でございます。

(4)介護保険低所得者対策事業でございます

すが、市町村における低所得者に対する利用者負担軽減対象事業でございますが、この対象者数が当初見込みより減少したことによりまして、900万円余の減額補正を行うものでございます。

(5)の介護給付費県負担金交付事業でございます。

3億3,000万円余の減額をお願いしておりますが、当初予算で約177億円余を計上しておりましたが、その後市町村における介護給付費の見込み減等によりまして、今回3億3,100万円余の減額補正を行うものでございます。

18ページをお願いいたします。

ページ中段あたりでございます6の介護保険財政安定化基金積立金でございますが、市町村から基金への繰り上げ償還を見込んでおりましたが、今回繰り上げ償還がないということで、1,900万円余の減額補正を行うものでございます。

その下、公衆衛生総務費でございますが、職員給与費と経費節減のみのため、説明は省略させていただきます。

以上、高齢者支援総室合計で3億4,700万円余の減額補正をお願いしております。

次に、平成19年度繰越明許費でございます。19ページをお願いいたします。

社会福祉費の老人福祉施設費で1億2,100万円余の繰り越し設定でございますが、ここに掲げておりますように、特別養護老人ホーム2カ所、養護老人ホーム1カ所、計3カ所につきまして、この施設を整備いたします社会福祉法人等への補助金でございますが、繰り越しの理由としましては、今般、建築基準法の改正等によりまして、確認申請手続に予想外の時間を要したこと等によりまして、施設の完成が翌年度にわたることとなったためでございます。

2月補正関係は以上でございます。

次に、当初予算関係をお願いいたします。

説明資料の21ページをお願いいたします。

高齢者支援総室、主なものを御説明いたします。

老人福祉費、右側説明欄の2番、高齢者福祉扶助費でございます。

軽費老人ホーム事務費補助事業でございますが、ケアハウス等軽費老人ホーム17施設につきまして、この入所者の所得に応じて利用料を減免した場合に、その減免相当額に対して県から補助をするものでございます。

3番の高齢者福祉対策費でございます。

(1)の高齢者住宅改造助成事業でございますが、援護を要する高齢者が介護保険による住宅改修費の上限でございます20万円を上回る住宅改造を行う場合、それに要する経費を助成する市町村に対する補助でございます。

(2)明るい長寿社会づくり推進事業でございます。

これは、熊本さわやか大学校の運営、あるいはシルバー作品展、スポーツ交流大会等、高齢者の生きがいつくり、健康づくり推進を行います熊本さわやか長寿財団に対する補助でございます。

(3)元気はつらつシルバー活動応援事業でございますが、これは、老人クラブへの補助でございます。地域貢献活動等に積極的に取り組んでおります老人クラブへの活動費の助成を行う市町村に対する補助でございます。

22ページをお願いいたします。

(5)高齢者能力活用推進事業でございます。

これは、高齢者の職業紹介、あるいは相談、求人開拓等を図りますために、総合福祉センターあるいは各地域振興局に高齢者能力活用推進員を配置し、また、高齢者無料職業紹介所を運営しておりますが、その運営に要する経費でございます。

(6)の新規事業、高齢者ががやきプラン次期計画策定事業でございますが、これは、平成21年度から23年度までの第4期の高齢者か

がやきプランの次期計画がございますが、この策定を20年度中に行いますために、学識経験者あるいは福祉関係者等で構成いたします保健福祉推進部会を開催しまして、協議を行いますとともに、また、市町村が行います計画策定への支援に要する経費でございます。

(7) 介護予防推進重点対策事業でございます。

市町村において効果的な介護予防事業が実施されますように、圏域ごとに指定しております介護予防地域リハビリテーション広域支援センターを通じての専門的あるいは技術的な支援に要する経費でございます。

23ページ、お願いいたします。

4番の介護保険対策費でございます。

(1)の介護保険低所得者対策特別事業でございますが、ホームヘルプサービス等、介護サービスを利用される低所得者の負担軽減を行う市町村に対する補助でございます。

(2)の介護給付費県負担金交付事業でございますが、市町村の介護保険給付に対する県の負担金に係るものございまして、178億円程度を計上いたしております。

(3)の地域支援事業交付金交付事業でございますが、市町村が実施いたします地域支援事業、地域包括支援センターの運営や介護予防等に伴います経費の一部に対する県の交付金でございます。

5番、介護保険財政安定化基金積立金でございますが、これは、市町村の介護保険財政の安定を図りますために、保険料の収納不足、あるいは見込みを上回る介護保険給付費の増加がありました場合、交付あるいは貸し付け等を行うための基金への積み立てでございます。これにつきましては、後ほど条例等で御説明をいたしたいと思っております。

それから、下の方の公衆衛生総務費でございますが、老人保健施設整備資金利子補給でございます。介護老人保健施設を整備した法人が独立行政法人福祉医療機構から借り入れ

ました建設資金の利子に対して、その一部を補助するものでございます。

以上、高齢者支援総室の当初予算としまして、197億9,600万円余を計上しております。

続きまして、条例案件について御説明をいたします。

58ページをお願いいたします。

議案第52号熊本県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、59ページの条例案の概要に沿って御説明をいたします。

介護保険財政安定化基金、ただいま申し上げましたとおりの基金でございますが、平成12年度から8年余りにわたって運用してまいりまして、現時点におきます基金の残高約50億円近く当残高がございます。あるいはまた、今後の市町村への貸し付け見込み等を勘案しました結果、平成20年度以降は、国、県、市町村の拠出によります新たな積み増しを行わなくても運用可能との判断から、今回積み立てのための拠出金の拠出をゼロにするものでございます。

これに伴いまして、条例の関係規定の整備を行うものでございます。

したがいまして、今回の予算に上げております積み立ては、市町村からの償還金と運用益に関するものでございます。

条例の施行は、平成20年4月1日を予定しております。

それから最後に、報告事項についてよろしくお願いいたします。

報告事項の4ページをお願いいたします。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例についての御報告でございます。

これは、介護保険法の規定によりまして、平成18年度から介護サービス事業に係ります情報の公表制度が入りまして、サービス事業者が介護サービス情報を公表するということが義務づけられております。その際、この介

護サービス事業者が、調査機関あるいは公表機関に対して支払います手数料についての改正でございます。

この手数料金額は条例で定めることになっておりまして、当初の想定よりも早くこの調査、公表に関する事務の効率化が進んだこと等によりまして、事務の実態と当初設定しました水準との間に乖離が生じております。そういう意味で、適正な水準となりますよう、ここに掲げておりますように減額改定を行うものでございます。

まず、調査事務手数料は現在4万5,000円、これを3万5,000円に減額いたします。公表手数料、こちらは1万4,000円を1万円に減額するというものでございます。

条例の施行は、平成20年4月1日を予定しております。

なお、本条例改正案は、総務常任委員会に付託されております。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室でございます。

まず、補正予算関係でございます。

20ページをお願いいたします。

社会福祉総務費の2の(7)でございます。

障害福祉サービス事業者等激変緩和事業でございます。

障害者自立支援法への円滑な移行を推進するため、国から障害者自立支援対策障害者特別特例基金15億7,900万円が交付されておりますが、その基金事業の一部によるものでございます。

障害者自立支援法の施行に伴いまして、施設のサービス報酬に対し、従来の月割り方式から日割り方式に変更をされました。これにより減収となった施設に対し、自立支援法施行前の報酬の9割を事業者に保証する激変緩和措置でございます。結果的に9割保証を必要とする施設が当初見込みより少なかったこ

とによる減額補正でございます。

次、21ページをお願いいたします。

(9)障害者自立支援法移行支援事業でございます。

既存の施設が障害者自立支援法上の事業に移行するため、施設改修を行う場合、その経費を補助するものでございます。申請件数が見込みを下回ったことによる減額補正でございます。

次、23ページをお願いいたします。

身体障害者福祉費、6の重度心身障害者医療費助成事業でございます。

重度心身障害者に係る医療費の助成でございます。事業を実施する市町村に対し補助を行うものでございます。所要見込み減による減額補正でございます。

次、24ページをお願いいたします。

児童措置費でございます。

1の児童扶助費、児童施設に対するサービス報酬の支払いでございます。平成18年10月からサービス報酬に日割り報酬が導入をされ、その結果、施設に支払う扶助費が減額になったものでございます。これに伴う補正でございます。

次に、25ページをお願いいたします。

1の(2)精神障害者社会復帰施設運営費補助でございます。精神障害者通所授産施設等への運営費補助でございますが、社会復帰施設12施設のうち既存の3施設が年度の中途で障害者自立支援法の施設に移行したことに伴い、減額補正を行うものでございます。

次に、債務負担行為でございます。

28ページをお願いいたします。

病院事業会計でございます。こころの医療センター業務のうち、4月1日から業務を開始する委託事業について債務負担行為を行うものでございます。

以上、2月補正については、一般会計7億6,769万6,000円の減額補正でございます。病院関係につきましては、1,980万5,000円の増

額補正でございます。

次に、当初予算でございます。

24ページをお願いいたします。

まず、社会福祉総務費の2の(1)障害者支援施設工賃アップ推進事業でございます。社会福祉施設等で働く障害者の工賃アップに向けた事業でございます。施設職員等を対象とした経営講座の開催、製品の開発、販路の開拓など、平成19年度から平成23年度までの5年間にわたり計画を策定し、工賃アップに向けた取り組みを行うものでございます。

次に、(2)のマル新でございます。第2期障害福祉計画策定事業でございます。障害者自立支援法に基づき、福祉サービスの計画的な整備を図るため、障害福祉計画を策定するものでございます。1期計画が平成18年度から平成20年度まで、2期計画が平成21年度から24年度でございます。今回の予算は、2期計画の策定に係る経費でございます。

次に、(4)の障害福祉サービス事業者等激変緩和事業でございます。障害者自立支援法の施行に伴いまして、施設報酬に日割り計算が導入され、これに伴う減収分について事業者に対し補てんを行うなどの激変緩和措置に係る経費でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

4の(3)障害福祉サービス費等負担事業でございます。市町村が給付をいたします障害者自立支援法に基づくサービスの費用について、その一部を市町村に負担するものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

8の重度心身障がい者医療費でございます。重度の心身障害者に係る医療費の支援でございます。事業を実施する市町村へ費用の一部を補助するものでございます。

次に、知的障害者福祉費の2の知的障がい者扶助費のその中の発達障害者支援センター事業でございます。発達障害者やその家族に対し支援を行うものでございます。療育指導

や相談事業など、社会福祉法人に委託をして実施するものでございます。

次に、30ページをお願いいたします。

3の心身障がい児通園事業でございます。地域の身近なところで障害児が療育を受けることができるよう、市町村が行う療育事業に対し補助を行うものでございます。

次に、31ページをお願いいたします。

精神保健費の1の(3)の地域自殺対策推進事業でございます。国から3年間の指定を受け、自殺防止や遺族の支援等に取り組むものでございます。

次に、(4)精神障がい者地域移行支援特別対策事業でございます。精神科病院に入院している精神障害者の中で、退院可能な方の地域移行を図るための事業でございます。自立支援員を配置いたしまして、地域の受け入れ環境の整備等を行うものでございます。

次に、33ページをお願いいたします。

1の県立病院事業会計繰出金でございます。触法患者や症状が重い患者の受け入れ、また、先駆的な社会復帰活動など医療収入だけでは賄えない費用等について、地方公営企業法の規定により、一般会計から病院会計へ繰り出すものでございます。昨年度と比較し、1億円の削減を図っているところでございます。

以上、一般会計176億7,947万1,000円、病院事業会計18億3,326万円でございます。

よろしく願いをいたします。

次に、条例案件でございます。

60ページをお願いいたします。

議案第53号熊本県あかねの里設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

63ページの概要に沿って説明をしたいと思います。

熊本市戸島の西にあります熊本県あかね荘及び熊本県あかねワークセンターは、これまで精神保健福祉法に基づく施設として運営を

されてきましたが、平成20年4月1日から障害者自立支援法に基づく施設として運営することとなり、これに伴う条例の改正を行うものでございます。

改正の内容は、大きく2点ございます。

1点目は、施設の種別を障害者自立支援法上の種別に改正するものでございます。あかね荘につきましては、生活訓練施設から自立訓練施設へ、あかねワークセンターは、授産施設から就労継続支援施設へそれぞれ改正を行うものでございます。

2点目は、施設運営費や利用者負担金の取り扱いについてでございます。これまで施設の運営に係る経費につきましては、県があかね荘へ支払い、サービス報酬等利用者負担金は県が収入をしていたものでございますが、今後は、経営の独立性を高めるため、サービス報酬等利用者負担金をあかね荘が収入し、これにより施設運営を行うよう改正をいたすものでございます。

次に、64ページをお願いいたします。

議案第54号熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

66ページの概要に沿って説明をいたしたいと思っております。66ページをお願いいたします。

富合町にありますこころの医療センターは、これまで地方公営企業法の一部の適用により病院経営を行ってまいりましたが、病院経営の自主性、機動性を高めるため、平成20年4月1日から地方公営企業法の全部を適用することとし、これに伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

改正の内容については3点ございます。

1点目は、地方公営企業法全適の期日に関するものでございます。平成20年4月1日から地方公営企業法の全部を適用する規定を設けたところでございます。

2点目は、組織に関するものでございます。地方公営企業の業務を執行するため、管理者

を置き、その名称を病院局長とすること、また、同管理者の権限に属する事務を処理させる組織として、病院局を設置することを規定したところでございます。

3点目については、病院事業関係の手数料に関するものでございます。これまで熊本県手数料条例で知事が徴収していたものでございますが、管理者が徴収することに改正をするものでございます。

次、お願いいたします。

67ページでございます。

議案第55号熊本県病院局職員の給与の種別及び基準に関する条例の制定についてでございます。

76ページの概要に沿って説明をいたしたいと思っております。

こころの医療センターの職員の給与につきましては、これまで熊本県一般職の職員等の給与に関する条例が適用されておりますが、地方公営企業法的全適移行に伴いまして、新たにセンター職員の給与について条例を制定する必要があるものでございます。制定する条例の内容につきましては、熊本県一般職の給与の条例と同様の規定となっております。

次、お願いをいたします。77ページでございます。

議案第56号熊本県病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定でございます。

80ページの概要に沿って説明をいたしたいと思っております。

熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することにより、関係条例の整備を行うものでございます。

関係条例は、給与、職員の定数、情報公開、個人情報保護など関係9条例にわたりますが、改正の内容は、全適に伴う職員定数の改正や、知事の権限に属したものを今後は病院事業管理者へ変更するものなどでございま

す。

次に、81ページをお願いいたします。

議案第57号熊本県知的障害者授産施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

83ページの概要に沿って説明をしたいと思います。

宇城市松橋町にあります知的障害者授産施設熊本こすもす園は、障害者自立支援法施行後は、自立支援法の附則に定める施設として運営をされておりますが、平成20年4月1日から、通所部のみにつきましては、障害者自立支援法の本則に定める施設へ移行するための条例改正を行うものでございます。

改正の経緯でございますが、現在、こすもす園は、入所定員が45名、通所定員が10名でございます。地域移行を促進するために、平成20年4月1日から、入所の定員を5名減員し、通所の定員を10名増員することとしております。しかし、現在、障害者自立支援法附則に基づく施設におきましては、平成18年4月、障害者自立支援法施行後は、定員増が認められておりません。今回定員増となる通所部のみを障害者自立支援法の本則に基づく施設へ移行するものでございます。

なお、入所につきましては、障害者自立支援法につきまして、いまだ不透明な部分もございますので、当面、自立支援法の附則に基づく施設として運営をする予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○高橋医療政策総室長 2月補正の方でございます。

資料の方の29ページをお願いいたします。

主な項目について御説明をいたします。

まず、2の(2)高医療費市町村共同負担金でございます。国の指定を受けました高医療費の市町村に対して一定基準を超過した場合

に一部を国、県で負担をしておりますけれども、その費用額の見込み額が下回ったことによる減額の補正でございます。

次に、3の国民健康保険制度安定化対策費でございます。

市町村が実施しました低所得者の方に対する国民健康保険料税の軽減や国民健康保険団体連合会が行っておりますレセプト1件当たり80万円を超える高額医療費に対する事業について県が一部を負担しております。その見込み額が下回ったことによる減額補正でございます。

下の欄の(1)の医療施設等施設・設備整備費でございます。

医療機関の施設及び設備整備に対して補助を行うものでございます。国庫内示増に伴う増額の補正をお願いしております。

30ページをお願いいたします。

中ほどの2の老人保健対策費でございます。

これは市町村が実施しております老人医療に対する県の負担金でございますけれども、市町村の老人医療費が見込みを下回ったことによる減額補正でございます。

最下欄の(1)へき地医療施設運営費補助でございます。

僻地診療所や僻地医療拠点病院に対しまして運営費の補助を行うもので、運営費等の減に伴う減額補正でございます。

31ページをお願いいたします。

上の欄の(2)のへき地医療施設・設備整備費補助でございます。

医療機器購入費などの国庫補助内示減に伴う減額の補正でございます。

次に、1の看護行政費の(1)看護師養成所等運営費補助事業でございます。

看護師養成所や院内保育所を設置しております医療機関に対しまして運営費の補助を行うものでございますけれども、事業費や収入の変動による運営費の見込み減や補助対象経

費の減に伴う減額の補正でございます。

(2)の助産師確保対策事業でございます。

これは、潜在看護師に対する研修事業でございましたが、対象者が必要数に達しなかったために、事業の実施ができなかったことによる減額の補正でございます。

2の(2)の看護師宿舍施設整備事業でございますが、計画をしておりました医療機関が建設を取りやめたことによる減額の補正でございます。

以上、医療政策総室、9億6,400万円余の減額補正をお願いしております。

次に、当初予算の方でございます。

36ページをお願いいたします。

主な項目について御説明をいたします。

2の(2)高医療費市町村共同負担金でございます。

これは、先ほども出ましたけれども、国が指定いたしました高医療費の市町村で医療給付費が一定の基準を超過した場合に、国、県、市町村で3分の1ずつを負担しておりますけれども、その県の負担分でございます。

次に、3の国民健康保険制度安定化対策費でございます。

そのうち、①は、市町村が行う低所得者の方への保険料の軽減に対して県が一部を負担するものでございます。②は、レセプト1件当たり80万円以上の高額医療費に対して、国民健康保険団体連合会が行っております高額医療費共同事業について、県がその一部を負担するものでございます。③は、市町村の療養給付について、その7%を県の交付金として交付するものでございます。なお、この調整交付金につきましては、条例の一部改正がございますので、後で説明をさせていただきます。

37ページをお願いいたします。

2の(1)の救急医療施設運営費補助でございます。これは、熊本赤十字病院の救急救命センター運営に対する補助でございます。

(2)の救急医療情報システム運営事業でございます。これは、県民の方々に対し、利用できる医療機関などの救急医療に関する情報を提供するものでございます。

(3)の小児医療対策事業のうち、1点目の小児救急医療拠点病院運営費補助、これは、24時間365日体制で小児救急患者に対応する3つの拠点病院の運営に対する補助でございます。2点目の小児救急電話相談事業は、シャープ8000番で小児患者の夜間相談に応じる事業でございます。3点目の小児救急地域医師研修事業は、地域での初期の小児救急医療を補完するために、内科医の先生方等に対して小児救急に関する研修を行うものでございます。4点目の小児医療検討事業は、24時間の診療体制が整備されておりません県北と県南地域において対応策を検討するものでございます。

38ページをお願いいたします。

(6)の医師確保総合対策事業でございます。

医師確保について検討する医療対策協議会の運営、女性医師の就業継続支援、医師を登録し、医療機関への就業を仲介あつせんする無料職業紹介、いわゆるドクターバンク、それから、本県出身の県外医学生、医師等に対する情報提供等、臨床研修医の確保などの事業を行うものでございます。

(8)は、自治医科大学の運営に対する負担金でございます。

自治医科大学については、来年度から10名の定員増になってございますけれども、本県からは、今回1名増の3名の合格者を出すことができましたところでございます。

3の後期高齢者医療対策費でございます。

現行の老人保健制度にかわりまして、平成20年4月からスタートいたします後期高齢者医療制度に対する法定負担金等でございます。

まず、そのうち、(1)の後期高齢者医療給付費県負担金事業でございます。

これは、今年度まで市町村が実施しておりました老人医療の給付費に対する県負担金が、来年度から医療広域連合が実施します後期高齢者医療に対する負担金にかわるものがございます。給付費の2分の1を国、県、市町村でそれぞれ負担をいたしますけれども、その県の負担分で、負担割合は12分の1となっております。この負担割合は、老人医療の場合と同じでございます。

(2)の後期高齢者医療制度高額医療費負担金でございます。

これは、レセプト1件当たり80万円を超える高額医療費に対し県が一部を負担するものがございます。負担割合は、国と県がそれぞれ4分の1、広域連合が2分の1となっております。

あと、後期高齢者、ちょっと長く続きますので、はしょりまして、(3)の保険基盤安定制度負担金でございます。これは、低所得者の方への保険料の軽減に対して、県と市町村が負担するもので、県の負担割合は4分の3でございます。

この(2)及び(3)の事業は、国民健康保険の場合と同じ制度になってございまして、県の負担割合も同様でございます。

(4)の財政安定化基金拠出金でございます。

保険料の未納や医療給付費の見込み以上の増加による財政リスクを軽減するため、新たに財政安定化基金を県に設置することとされております。この基金に対する拠出金でございます。負担割合は、国、県、広域連合それぞれ3分の1ずつでございます。また、本基金の設置条例について、後ほど御説明をさせていただきます。

(5)の不均一保険料負担金でございます。

原則広域連合区域内は均一の保険料とされておりますけれども、過去3年間の医療給付費が県の平均より一定以上低い市町村、具体的には、あさぎり町、多良木町、湯前町、相良村、五木村の5町村でございますけれども、

激変緩和措置として不均一の保険料が設定をされております。この不均一保険料と均一保険料との差額分に対する負担金でございます。負担割合は、国、県それぞれ2分の1でございます。

40ページをお願いいたします。

2のへき地医療対策費のへき地医療施設運営費補助でございます。

これは、市町村が設置をしております僻地診療所、また僻地診療所を支援いたします3つの僻地医療拠点病院の運営に対する補助、それから代診医の派遣調整、研修会等を企画いたします僻地医療支援機構の運営などを行うものがございます。

次の欄の(1)の看護師養成所等運営費補助でございます。

これは、看護職員の確保、就業環境の整備等を図るため、看護師等養成所や院内保育所を設置している医療機関に対しまして、その運営費の補助を行うものがございます。

(3)の看護師等修学資金貸与事業は、200床未満の中小規模の医療機関等の看護職員の確保を図るために、看護学生に対して修学資金を貸与するものがございます。

(4)の看護師専門分野育成事業は、がん看護に対応できる専門的知識、技術を身につけた看護師の養成を行うものがございます。

41ページをお願いいたします。

(5)の在宅緩和ケア推進事業でございます。

在宅医療を希望する終末期の患者が安心して療養できるような在宅緩和ケアの提供体制の整備を進めていくため、専門研修や啓発事業等を実施するものがございます。

次に、3の看護師等確保対策費のナースセンター事業は、主に離職中の看護職員の再就職を促進するため、無料職業紹介等を行うものがございます。

以上、医療政策総室、平成20年度当初予算374億9,000万円余をお願いいたしております。

次に、条例関係でございます。

84ページをお願いいたします。

議案第58号熊本県後期高齢者医療財政安定化基金条例の制定についてでございます。

86ページに条例案の概要がございますが、87ページの方で御説明をさせていただきます。

基金の設置目的でございます。

後期高齢者医療制度において、保険料の未納や医療給付費の増により、広域連合の財政リスク等が生じた場合に、広域連合に対して貸し付け及び交付を行うために基金を設置するものでございます。

下の図をごらんいただきますと、基金には、国、県、広域連合が3分の1ずつ医療給付費等総額の見込み額の0.08%を拠出いたします。

基金の事業内容は、貸し付け事業と交付金事業がございますけれども、医療給付費の増分と保険料未納分の2分の1については無利子で貸し付けを行い、保険料未納分の残りの2分の1については交付という形になってございます。

なお、施行日は、本年4月1日を予定しております。

次に、88ページをお願いいたします。

議案第59号熊本県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例についてでございます。

90ページの条例案の概要をお願いいたします。

条例改正の趣旨でございますが、国民健康保険法の一部改正によりまして、保険給付として高額介護合算療養費の創設など幾つかの項目が創設あるいは廃止されることに伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

主な内容は、(1)の①の高額介護合算療養費が新設されたこと、②の退職者医療制度が廃止されたこと、③の後期高齢者支援金が創

設されたこと、④の前期高齢者の財政調整制度が創設されたこと、(2)の退職者医療制度の廃止に伴う経過措置が講じられたこと、(3)の病床転換支援金が設けられたことなどでございますが、これに伴いまして条例の関係規定の整備を行うものでございます。

なお、調整交付金の算定の仕組みは大変複雑になってございまして、きわめてわかりにくうございます。参考までに91ページにその仕組み図を示しておりますので、これは後ほどごらんをいただきたいと思っております。

次に、報告事項でございます。

報告の方の別冊がございます。そちらをごらんいただきたいと思っております。

5ページをお願いいたします。

まず、第5次熊本県保健医療計画についてでございます。

昭和63年に第1次計画が策定をされましたけれども、以後、5年ごとに計画の見直しをしてきております。今回、18年の医療法の改正を踏まえまして、脳卒中、心筋梗塞などの4疾病、それから救急医療等の5事業についての医療連携体制の構築など、このような新たな内容を盛り込んだ計画として策定することになってございまして、その案を取りまとめたところでございます。

別冊に、第5次熊本県保健医療計画概要というのがあるかと思います。こちらの方の冊子でございます。こちらの方をごらんいただきたいと思っております。

ページをめくっていただきますと、1ページ目に計画の概要が載っておりますけれども、目次のところ、第1編の基本構想から第4編の計画の実現に向けてというところまででございます。

この中で、特に中心になりますのは先ほどの4疾病5事業になりますので、第2編、第2章の第1、(2)特定の課題に対応した医療体制の整備、(3)の疾病に応じた保健医療対策の推進、ここがメインになってまいります。

次、ちょっとお開きいただきますと、2ページ目に、第1編の基本構想がありますけれども、第1章の3、第4次保健医療計画における評価、こういうものも盛り込みまして、新たな計画の方に生かしているところがございます。

それから、3ページ目、上の方、基準病床数というのがございます。これにつきましては、療養病床及び一般病床の基準病床数、それから精神病床、結核病床、感染症病床の基準病床数を定めることになってございますけれども、枠囲みのところにちょっと書いてございますが、基準病床数については、現在、熊本県における医療費の見通しに関する計画の目標である療養病床の病床数との整合性を図るため、目標値が決まり次第定めることとするというふうにしております。

また、この計画については、次の報告で御説明させていただきますけれども、現在のところの状況の試算値を別紙1枚でお示したものがあろうかと思えます。この一枚ペーパーでございます。第5次熊本県保健医療計画基準病床数(試算値)というものでございます。

まず、(1)の療養病床及び一般病床の基準病床数、これは、先ほどの医療費の見通しに関する計画との整合性を図ることとされておりますけれども、現在、国の算定式に基づいた病床数約4,700床、療養病床の数でございますけれども、これに地域の実情により療養病床として存続させるべき病床数、アルファとしておりますが、を加えた数を数値目標として設定することで、現在、国、それから県の医師会等との関係機関と最終的な調整を行っているところでございます。現段階では確定の数字はお示しできませんけれども、その時点で試算した数値は、療養病床及び一般病床1万9,432床プラスアルファという形でございます。

既存病床数、これは20年2月1日現在で2

万6,224床ございます。なお、第4次の保健医療計画でのこの療養病床及び一般病床の基準病床数は2万3,958床でございました。

それから、(2)の精神病床、結核病床、感染症病床の基準病床数については、そこに記載してございますように、精神病床が7,126、結核病床が137、感染症病床が48という数字になってございます。

基準病床数については以上でございますが、療養病床については、次の報告でまた改めて御説明をさせていただきます。

それから、3ページ目の下の方、第2章のところですが、先ほどの(2)、5事業の分、(2)の①救急医療体制、それから4ページ、②の小児医療体制、③の災害時医療体制、④のへき地保健医療体制、⑤の周産期医療体制、これらが5事業というふうに言われております。

それから、5ページ目、②の脳卒中対策、それから急性心筋梗塞対策、④の糖尿病対策、⑤のがん対策、ここは4疾病と言われるものでございます。

ずっとちょっと飛ばしていただきまして、17ページをごらんいただきたいと思えます。

ここに、主な疾病ごとの医療連携体制について整理をしておりますけれども、①の生活圏域である二次保健医療圏を基本に考える、あるいはかかりつけ医、かかりつけ歯科医師との連携を考える、それから、県外も含めた圏域を越えた連携などを考えるということで、これらを基本といたしまして、現在のところの医療連携体制を示しております。

これは現段階でございまして、なかなかこの連携体制というのはそれぞれ各段階で変わってまいりますので、これから関係医療機関等との関係者が寄りまして、協議を行う場を設定いたしまして、地域連携を推進していくことで考えております。

下の方に脳卒中における医療連携体制をイメージ図で示しておりますけれども、発症か

ら救護、急性期、回復期、維持期、こういうふうな形でそれぞれ流れていくというところでございます。この間をいかにうまく連携をさせていくか、いわゆるシームレスの連携をしていくかというのが課題でございます。

18ページには、急性心筋梗塞と糖尿病、それから19ページには、がんの医療連携体制を図示しております。

それから、20ページでございますけれども、ここには県の医師確保総合対策について整理をしております。これは19年度から始めたものでございますけれども、引き続き取り組んでいく予定にいたしております。

それから、21ページ以降には、この第5次保健医療計画における評価指標を載せております。100項目を超える評価指標を設定いたしまして、毎年毎年PDCAサイクルでもってこの進捗状況を進行管理していくことにしております。

医療計画については以上でございます。

次に、報告事項の6ページをお願いいたします。

熊本県における医療費の見通しに関する計画(仮称)についてでございます。

これは、老人保健法の改正により、5年を1期とする都道府県の医療費適正化計画を国が示す基本方針に即して策定するということが定められたところでございますけれども、本県では、仮称といたしまして、熊本県における医療費の見通しに関する計画という名称で策定作業を進めているところでございます。

計画には、2の(3)の計画の主な内容に記載しておりますような、住民の健康の保持の推進に関する目標、療養病床の病床数に関する目標等々を盛り込むことになってございます。

まず、住民の健康の保持に関する目標、いわゆるこれは生活習慣病に関する目標でございますけれども、記載しておりますような4

つの項目について、それぞれ24年度の目標値を掲げております。これは、くまもと21ヘルスプランの計画と共通のものでございます。

次に、療養病床に関する目標でございます。7ページでございますけれども、平成24年度末の療養病床数については、国が示しております計算方法、いわゆる参酌標準と申しますけれども、これに基づいて計算するようになっておりますが、それがこの7ページのものでございます。この参酌標準により目標数を試算したものが8ページでございます。これは前回の委員会でもお示したのとおもっておりますけれども、現在1万1,289床の療養病床でございますけれども、それが医療療養の4,737床と老健施設等の介護施設等の方に6,552床と、こういうふうな試算値を示したところでございます。

上の方の枠囲み、米印がついてございますけれども、現在、この参酌標準により算出した病床数4,737床に地域の実情を加味した病床数とすることで、先ほど申しました国及び医師会等と最終的な調整を行っているところでございます。

それから、9ページでございます。

次に、平均在院日数に関する数値目標でございますけれども、グラフをごらんいただきますと、全体として西高東低というふうな形になってございます。本県は右から5番目でございますけれども、在院日数は42.1日でございます。全国7番目の長さになってございます。最も短いのは、中ほどにございます長野県で25.0日でございます。目標は、本県と最も短い長野県の差の3分の1を短縮するとされておりますので、本県は5.7日短縮をして36.4日というのが目標数になります。

10ページをお願いいたします。

医療費の見通しでございますけれども、適正化を行った場合と行わなかった場合を計算して比較をしておりますが、右の欄のような削減額が計算上出てくるというところでござ

います。

(4)の計画の推進でございますけれども、中間年の平成22年度と最終年の翌年度の平成25年度に計画の進捗状況、目標の達成状況を評価することになってございます。

また、関連の審議会、委員会等に毎年進捗状況等を報告いたしまして、計画の進行管理を行っていくことにしております。

3の今後のスケジュールでございますけれども、3月の初めに検討委員会を開催いたしまして素案を取りまとめ、その後、パブリックコメントを進め、計画として取りまとめる予定でございます。

なお、先ほどの医療計画の方の基準病床数についても、この見通し計画とあわせてパブリックコメントを行う予定にいたしております。

最後に、本年4月からスタートいたします後期高齢者医療制度の広報啓発用の冊子、パンフレットをお配りしておりますので、これは後ほどごらんをいただきたいと思っております。

医療政策総室は以上でございます。よろしくお願いたします。

○中田健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

2月補正説明資料の32ページをお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費でございます。

3の健康づくり推進費は、国庫補助金内示の増減及びそれに伴う財源更正、さらには経費節減によるものでございます。

33ページをお願いします。

5の原爆障害者健康診断費につきましては、健康診断費事務費及び受診者の減によるものでございます。

6の原爆障害者特別措置費につきましては、手当支給対象者の死亡等による受給者数の減によるものでございます。

7の特定疾患対策費は、それぞれ扶助費所

要見込み額の増に伴う増額でございます。

8の老人保健対策費のうち、(1)の老人保健法事業費負担金につきましては、事業費所要見込み額の増に伴う増額でございます。

34ページをお願いします。

11の母子医療対策費でございます。

(1)の未熟児養育医療費及び(2)の小児慢性特定疾患治療研究事業につきましては、扶助費所要見込み額の増に伴う増額でございます。また、(4)の周産期母子医療対策事業につきましては、国庫補助金内示減に伴う減額でございます。

35ページをお願いします。

予防費でございますが、2のハンセン病療養所等入所者家族生活援護費は、扶助費所要見込み額の減によるものでございます。

以上、合わせまして1億161万4,000円の増額補正でございます。

続きまして、当初予算の説明資料の42ページをお願いします。

社会福祉総務費の社会福祉諸費でございます。

これは育成医療費で、身体障害児等が生活能力を得るために医療費の給付を行うものでございます。

次に、公衆衛生総務費でございます。

3の健康づくり推進費の(1)健康食生活の推進は、健康増進計画に基づく健康的な食生活習慣の定着推進に係る経費でございます。

(2)の健康増進計画推進事業は、たばこや歯の健康等の分野の健康づくりの推進に要する経費でございます。

43ページをお願いします。

(4)メタボリックシンドローム予防戦略事業は、メタボリックシンドローム予防に対する県民の理解と実践の推進を図るものでございます。

(5)のがん対策推進事業は、がん診療連携拠点病院を整備し、がん医療水準の向上等を図り、地域の医療機関との連携を推進するた

めの経費でございます。

(6)から(9)までは新規事業でございます。

(6)の親子健やか生活習慣定着事業は、親子の参加型健康学習を普及し、若年期からの健やかな生活習慣の定着を図ることにより、メタボリックシンドロームを予防するものでございます。

(7)のヘル歯一元気8020支援事業は、歯周病が全身の健康状態等と関係があることについて県民に周知し、歯周病予防のための支援体制を整備するための経費でございます。

(8)の特定健康診査等実施事業は、高齢者医療確保法に基づく20年度からスタートする特定健診、保健指導を実施する市町村国保への法定負担でございます。

(9)の市町村健康増進事業は、健康増進法に基づき、20年度から市町村が実施する健康教育等の健康増進事業に対する法定負担でございます。

44ページをお願いします。

5の原爆障がい者健康診断費は、原爆障害者に対する健康診断に要する経費でございます。

6の原爆障がい者特別措置費は、原爆障害者に対し健康管理手当の支給等を行うものでございます。

45ページをお願いします。

7の特定疾患対策費は、特定疾患の患者及びその家族の負担軽減を図るため、治療費の公費負担を行うもの等でございます。

46ページをお願いします。

9の母子衛生費ですが、これは先天性代謝異常等を早期発見するための検査費でございます。

11の母子医療対策費のうち、(3)小児慢性特定疾患治療研究事業は、特定疾患に罹患した児童の医療費の一部を公費負担するものでございます。

47ページをお願いします。

12の乳幼児医療費は、乳幼児の医療費を助

成する市町村に対する補助でございます。

13の健康センター費は、県健康センターの指定管理者への管理運営委託に要する経費でございます。

次に、予防費でございますが、ハンセン病予防費として、ハンセン病に関する普及啓発等に要する経費でございます。

48ページをお願いします。

最後に、保健所費でございますが、妊産婦乳幼児保健指導費は、心身の発達に問題のある児の健全な発達のための相談指導等に係る経費でございます。

以上、健康づくり推進課の当初予算として、計41億9,000万円余を計上いたしております。

続きまして、次に、条例等の案件でございます。

97ページをお願いいたします。

議案第83号くまもと21ヘルスプランの変更についてでございます。

くまもと21ヘルスプランは、変更について議会の議決を経る必要のある計画となっております。

98ページをお願いします。

健康増進法に基づき、現行のくまもと21ヘルスプランを見直し、生活習慣病対策に重点を置いた新たな第二次くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康増進計画)に変更するものであります。

99ページからその概要を示しています。

9月及び12月の厚生常任委員会でも、内容、経過を報告いたしているところでございます。

この計画は、健康増進法に基づくもので、平成20年度から24年度の5カ年計画であります。

100ページをお願いします。

目標、施策は、子供のころからの適切な生活習慣の定着、生活習慣病発症の予防、生活習慣病の重症化、合併症の予防で整理いたしまして、72目標項目について推進主体を明確

にして取り組むことといたしております。

4回のくまもと21ヘルスプラン推進委員会での協議、12月からのパブリックコメントを経て、新たな第二次くまもと21ヘルスプランを策定いたしましたところでございます。

資料といたしまして、このように別冊をつけております。別冊の一番後ろの方を見ただきますと、A3を折り畳んだ別紙1から4までを示しております。

別紙1に、目標項目、72項目を一覧いたしております。続きまして、別紙2の方に、目標をライフステージに応じた形で示しております。続きまして、別紙3は、健康づくり日常生活6分野にかかわるものについて、各主体別に施策を示しております。続きまして、別紙4、これは、生活習慣病関連部分につきまして主体別に取り組みを示しているところでございます。

全文この計画を載せております。後ほど御一読をお願いいたします。

以上でございます。

○牧野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

まず、2月補正の36ページをお願いいたします。

主な項目について御説明いたします。

まず、1段目の災害救助費473万8,000円の減額、それから2段目の災害援護資金貸付金1,350万円の減額、これらは、昨年7月に発生しました大雨災害に係りまして、美里町の災害救助費の精算に伴う減額と、それから各市町村が実施しました災害援護資金貸し付け事業の貸し付け額の確定に伴う減額でございます。

それから、37ページをお願いいたします。

2段目の食品衛生指導費でございますが、4,888万4,000円の減となっております。これは、説明欄の一番下、乳肉衛生費で、BSE検査のキット代、これの入札減に伴います

国庫補助内示の減によるものでございます。

38ページをお願いいたします。

一番下の段、元金となっておりますが、227万1,000円の減、これは、災害援護資金貸付金、市町村から県への償還金が減したものに伴う減額でございます。

以上、課といたしましては、7,315万6,000円の減額補正となっております。

続きまして、20年度当初予算につきまして御説明いたします。

当初予算資料の49ページをお願いいたします。

主な項目について御説明いたします。

最初の災害救助費は、これは災害救助基金の積立金でございます。

それから、2段目、公衆衛生総務費でございますが、対前年比約5億7,300万円の増となっております。これは、説明欄の3にマル新としておりますが、肝炎対策事業を新たに実施することとなったためでございます。この事業は、肝炎患者に対するインターフェロン治療費の助成と、それから、1年間に限り、肝炎ウイルス検査の医療機関への委託等を実施する経費でございます。

それから、その次の結核対策費でございますが、対前年比約1,100万円の減となっておりますが、これは、説明欄にございますように、結核医療費の公費負担の減少を見込んだものでございます。

50ページをお願いいたします。

予防費でございますが、対前年比1億7,100万円の減ということでございます。これは、説明欄の(3)に新型インフルエンザ対策でございますが、ここで、平成18年、19年度で抗インフルエンザウイルス薬、タミフルの備蓄が終了しました関係で予算が減となっております。

平成20年度におきましては、新型インフルエンザ対策といたしまして、発生時の医療体制と、それから感染症指定医療機関での病床

の確保等のための経費、それから、保健所担当者、医療従事者等が利用するマスクの備蓄、訓練、予防啓発等を行うための経費を計上してございます。

それから、その下の(4)でマル新としてございますが、感染症指定医療機関施設整備事業ということで、鹿本医療圏で、第2種指定医療機関としてございます山鹿市立病院が改修を行います。それに伴いまして、感染症病床部分の補助を行うというものでございます。

51ページをお願いいたします。

食品衛生指導費でございますけれども、説明欄をごらんになりますと、食品衛生監視から、2番、食品安全確保対策費、これが経費の内訳でございます。これは、食品営業施設への許認可、それから食品営業施設への監視指導等に要する経費でございます。

52ページをお願いいたします。

こちらの中に、(5)食品監視強化対策事業費を計上してございます。最近問題になってございます輸入食品の残留農薬検査、その他につきまして、この事業の中で取り組むこととしております。

それから、その下の大きな3番、乳肉衛生費でございますが、この中では、食用として処理される牛、豚、鶏、こういうふうなものの検査、それから牛のBSE検査の経費を計上してございます。

53ページをお願いいたします。

環境整備費でございますが、この項目は、説明欄にございますように、狂犬病予防関連事業、それから動物愛護、管理に係る事業に要する経費でございます。

54ページをお願いいたします。

最後の元金でございますが、これは、平成11年と平成15年の災害に係ります災害援護資金の貸付金、償還が続いておりますので、これの国への償還見込み額を計上してございます。

以上、健康危機管理課、当初予算で14億2,700万円余でございます。よろしく願いいたします。

○早川薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

2月補正予算資料の39ページをお願いいたします。

生活衛生指導費、環境整備費、薬務費につきまして、それぞれ減額補正をお願いしております。主に経費削減に伴うものでございます。

次に、20年度当初予算説明資料の55ページをお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費についてでございます。

908万円余をお願いいたしております。主に、臓器移植コーディネーターを設置する熊本赤十字病院に対し、活動費等を補助するものでございます。

次に、生活衛生指導費2,745万円余をお願いしております。

1の生活衛生対策費についてでございますが、日常生活に関係の深い理容所、美容所、旅館等の営業施設に対する監視指導等に要する経費でございます。

2の生活衛生営業指導費についてでございますが、生活衛生営業施設の経営の健全化や安定化を通しまして衛生水準の維持向上を図るため、財団法人熊本県生活衛生営業指導センターが実施する事業に対して補助をするものでございます。

3の公衆浴場経営振興費についてでございますが、一般公衆浴場の経営安定化を図るため、熊本県公衆浴場業生活衛生同業組合が実施する振興対策事業に対し補助を行うものでございます。

次に、環境整備費で52万円余をお願いしております。

1の温泉調査費についてでございますが、

温泉法に基づく温泉掘削許可申請等に係る現地調査、あるいは温泉水位の測定、温泉の保護や適正化の推進に要する経費でございます。

56ページをお願いいたします。

次に、薬務費についてでございます。

6,032万円余をお願いしております。

主なものを説明いたしますと、1の(2)の薬事許認可事業でございますが、医薬品、医療機器等の製造や販売に関する許認可事務に要する経費でございます。

次に、1の(4)の薬物乱用防止事業についてでございます。

薬物乱用の弊害などについて広く啓発をするため、各種キャンペーンや薬物乱用防止教室の開催等に要する経費でございます。

57ページをお願いいたします。

2の献血制度普及費についてでございますが、献血への協力を呼びかけるための各種キャンペーンや大型ビジョン等による広報活動並びに啓発資材の作成に要する経費でございます。

以上、総額1億8,990万円余をお願いしております。

次に、報告事項説明資料の11ページをお願いいたします。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の概要についてでございます。

薬事法の一部改正に伴いまして、手数料の新設を行うものでございます。

平成20年4月1日から登録販売者試験並びに販売従事登録制度が施行されるために、登録販売者試験手数料及び販売従事登録申請手数料を整備するものであります。

本条例につきましては総務常任委員会に付託されておりまして、本年4月1日からの施行を予定しております。

以上でございます。

○藤川隆夫委員長 以上で健康福祉部からの

説明が終了いたしました。

ちょっと12時過ぎていますが、そのまま質疑まで終わらせた方がいいのか、一たん打ち切って食事にして再開した方がいいのか、ちょっと皆さんにお諮りしたいと思います。

いかがいたしましょうか。——そのままです。

じゃあそのまま続けていきたいと思えます。トイレ等ありましたら、どうぞ行って構いませんので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑の方に入りたいと思えます。

質疑は、補正と当初と報告等多岐にわたっております。質問される方は、補正なのか、当初なのか、また報告なのか、そのページ数もあわせておっしゃっていただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それでは、質疑に入ります。質疑はありませんでしょうか。

○大西一史委員 まず、補正でちょっとお尋ねというか、これは全般的なことになるかもしれませんが、この2月補正の中で、先ほどから、最初からずっと御説明いただいておりますが、それぞれの各課で経費節減ということで、経費節減の額あたりがこう示してある。

所要額の減というのはよくわかります。所要見込み額の減というのは、見込みが減ったんだなということわかるんですが、この経費の節減という、一律に書いてあるわけですが、例えば2ページの民生委員費の経費の節減、37万5,000円、これはどういう努力をして経費を節減——細かい話で恐縮なんですけれども、これは全般につながることで、一例を挙げてちょっとということでお尋ねをしたいと思うんですけれども。

○岡村健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございますが、今民生委員費出ましたけれど

も、民生委員の方々に対します報酬等々も入っておりますけれども、私どもの事務経費も入っております。そういったものをなるべく節減しようということで取り組みまして、この37万5,000円を使わずに済んだという努力をいたしたところでございます。

これにつきましては、各課ともある一定の目標を立てて、これだけはなるべく経費を、主に事務経費が中心となりますけれども、そういったものを経費節減していこうということで取り組みまして、私どもの部で、この経費節減と書いてあるところは大体トータルで3,600万円ぐらいになろうかと思えます。こういったことで、なるべく節約に努めて取り組んだ結果ということでございます。

○大西一史委員 例えぼどんな節約ですか。事務経費といったっていろいろあるわけですよ。この部で3,600万円も出てくるわけですよ。いや、私が何を言いたいかといったら、予算消化できずにこうやって残ったものをまさか経費の節減ということで——経費の減であればわかります。節減という内容は、努力した結果節減されたものであって、そうでなくて、単に予算消化できなかったものというのは経費節減というふうには言わないし、区別されなければならぬ性質のものだろうというふうに思ったので、この辺については、余り細かくもう聞きませんけれども、やっぱりどういう努力をして、このくらいの削減ができた、例えば紙については、ペーパーレス化をどのくらい進めましたとか、経費節減したというのであれば、行革効果をきちんと示さなければいけないわけですよ。

そういったところがやっぱり一言で説明資料の中で——これは一々じゃあ全部書けとは言いません。だけど、じゃあどっかで、別表にするなり何なりで、こういう行革効果出ましたよと、財政対策特別委員会の、前、議論の中で各行革どうやって取り組んだかという

の、この別途事項にちゃんと記してあるわけですから、じゃあその辺にこういう経費節減で各課でこういう努力をしました、こういう具体的なことをやったということをやっていたきたい、その辺はきっちり分けていただきたいと。

ただ、部全体としては3,600万円ということによろしいですか。

○岡村健康福祉政策課長 だと思います。

○大西一史委員 わかりました。

じゃあ続けて補正予算、済みません。

補正予算資料の29ページ、これは医療政策総室になるかと思えます。

2の(2)高医療市町村共同負担金というのがあって、基準超過費用額の増ということになっておりますけれども、この辺の医療費の今非常に市町村でのいろんな格差があるというふうに思われるんですけれども、どこの市町村が一体その辺が高いというのか、ちょっと教えてください。

○高橋医療政策総室長 この高医療費市町村といえますのは、ある一定の国の基準を超えた場合にしております。この補助の対象となりますのは、国平均の1.17倍を超えた場合にその超えた分に対して負担をするわけですが、具体的には、荒尾市、旧牛深市、山江村、旧坂本村、旧泉村の5市村でございます。

○大西一史委員 こういう高医療費市町村に対し、できるだけ——これはいろんな事情があつて非常にそういう医療費が高くなっていると。高齢化率も高いとか、いろんな要素があろうかというふうに思いますが、この医療費をできるだけそういう基準超過しないようにというふうな指導は何かなさっているんですかね。

○高橋医療政策総室長 それぞれに医療費適正化計画等をつくりまして、独自の取り組みをしていただくというのが1つございます。

それから、当然子どもの方も指導、助言一助言等を行うことにいたしております。

それから、補足ですけれども、この超過費用額については、本来の国保のシステム上の負担、こういうのが適用されておられません。これは別枠で、国、県、市町村で別途負担をするということになってございます。

○大西一史委員 わかりました。

○藤川隆夫委員長 ほかに。

○船田公子委員 当初予算の方の57ページです。

献血制度の普及費が出ておまして、今献血がとても少ない。私たちも献血のお手伝いを婦人会の方でやっておりますが、大変今少なくなっております。今大変推進はなさっているようですが、どういう啓発をこれから行われるのか。今までもなさっているのですけれども、これ以上またしなきゃいけないということ、どういう啓発をなさるおつもりでいらっしゃるか、ちょっと聞きたいんですけれども。

○早川薬務衛生課長 献血人口も500万ですか、若干切っているというところがございます。実は、御承知かと思えますけれども、献血関係につきましては、平成15年7月に安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律というのができておまして、現在は、熊本県献血推進計画に基づきまして献血を進めてきているところでございます。

一応現在は必要以外の血液はとらないという原則に立っております。主な事業としましては、キャンペーンの実施とか、移動ギャ

ラリーとか、広報活動、あるいは若年層に対します学校現場での献血対策とか、あるいは献血推進組織の育成等に努めているところでございます。

ただ、県内に必要な血液を定めて献血者を確保している関係上、必要な血液だけをいただくということにいたしております。以前は、それぞれとれるだけの血液を確保していくということで献血の推進を図ってございましたけれども、現在は献血の計画に従って進めるということになっております。

ちなみに、平成18年度の本県の献血の状況でございますけれども、献血可能人口10万人当たりの血液量に換算をいたしますと、全国第2位ということにはなっているところでございます。1位が北海道と、こういうことでございます。

そのほか、少しずつ初回献血者、特に若年層の献血離れというのが進んでおまして、そういう若年層の増加とあるいは初回献血者の確保、それと安全な血液の確保につながります複数回献血、そういうところを中心に現在進めているところでございます。

以上です。

○藤川隆夫委員長 船田委員、よろしいでしょうか。

○船田公子委員 はい、わかりました。

○藤川隆夫委員長 じゃあ私からちょっといいですか。

じゃあ現状では一応熊本県で使う必要量は熊本県内で賄われているというふうに考えてよろしいんですか。

○早川薬務衛生課長 例年、目標の100%以上を確保させていただいております。

○藤川隆夫委員長 わかりました。

ほかに質疑ありますか。

○福島和敏委員 ここに立派なチラシがあるんですよ、高齢者の先ほど説明あった。私はまだ対象にならないからわからないけれども、問題は、これが隅々までちゃんと行き渡っているのか、理解されているのかというのがちょっと心配なんですね。いきなり4月1日からスタートするわけでしょう。その辺どうでございますか。

○高橋医療政策総室長 お手元に2つのパンフレットお配りしましたけれども、この大きい方は、これは医療機関、それから市町村——こちらの方ですね。医療機関、市町村、保健所等にお配りをいたしまして、医療機関等の窓口これを掲載していただくというのが1つございます。

それともう1つ、小さい冊子でございますけれども、これは、大体3月の中旬ぐらいにそれぞれの被保険者の方々に保険証が送付されてまいります。それと一緒にあわせてこの冊子も送るようにしております。

そのほか、いろいろ県もホームページを使ったり、あるいは新聞等を使ったり、ラジオスポットを使ったりして広報いたしますし、広域連合とそれから市町村共同でいろいろな新聞広報をやりましたり、あるいは市町村の広報誌を3回にわたって掲載をしたり、あるいは地区の説明会等で説明をしたりということで広報を進めていく予定にいたしております。

○福島和敏委員 私、このPRはいいんですけども、新聞で平均7万6,000円とかってほんと載るもんだから、皆さん非常に負担額が大きくなるとかという——実際はそうないかもしれないんですけども、その辺が本当にみんなわかっているのかな、これは私もよく見てわからぬですもんね。みんなわかるのかな

っていうのを心配しているわけですよ。

それと、年金からどんどん引かれるわけでしょう。特に社会保険とかの扶養に入っとった人は、今まで払ってない人が、今度は個別に年金から取られるわけですね。それが4月1日になってきて、みんな現実になってきた場合、いろんなブーイングやクレームが出るんじゃないかと心配しているんですけども。

○高橋医療政策総室長 保険料は平均1人7万6,000円とかというのが新聞で出ましたので、すべての皆さんがその金額を払うようなイメージがございますけれども、現実的には、約47%の方々は7割減免に相当いたしまして、年額大体1万4,000円ぐらいの金額になります。そうしますと、大体今の国保の保険料よりも安くなる市町村が多うございまして、高くなるのは48市町村のうち8市町村が数百円程度高くなるだけで、残りはほとんど安くなるような感じです。ただ、そこはなかなか周知ができておりませんけれども、そこら付近も含めてちょっとやっていきたいなというふうに思います。

○大西一史委員 関連して。この後期高齢者医療制度が始まるということでのこのパンフレット、これは熊本県の後期高齢者医療広域連合ということで作られているわけですが、これは国でも同様のパンフレットつくっていますよね。非常にわかりにくい国のパンフレットがあるんですよ。これはどうされていますか。

あと、市町村で、実は私は、県外の方ですけども、ある市の担当者の方とお話をこの前したんですね。そのときにこんな話があったんですよ。国のパンフレットは非常にわかりにくくて、どさっと送ってきたけれども使えないと、だから、広域連合のものをと思ったけれども、それも非常にわかりにくくて使えないので、我が市は独自でつくりましたと、

こういうのが非常にむだであるというふうに担当者としては感じているということでしたが、本県でそういうことがあるのかどうかです。

だから、国から送ってきたパンフレット、どういう扱いをしているのか、まず1つ。それからもう1つは、この広域連合のパンフレットが、今、福島委員の話でもわかりにくいという話がありましたが、本当にこれが県内の市町村で非常に理解、利活用されているのかどうか。あるいは県内の市町村で独自でつくっているところがあるかどうか、お尋ねいたします。

○横山医療政策総室主任主事 医療政策総室です。

国のパンフレットにつきましては、国の方から都道府県の方に送ってまいりまして、これにつきましては、県内各市町村及び県内各地域振興局、そこに配付をしております。また、各市町村独自のパンフレットにつきましては、県の方で確認している限りにおいては、各市町村、今広域連合が作成したパンフレットをお使いいただくということで、独自のものをつくるという話は聞いておりません。

○大西一史委員 国の方からは大体どのくらい部数を送ってきたんですか。1市町村当たりというか、大体どのくらい送っているんですか。

○高橋医療政策総室長 数は後でよろしゅうございますでしょうか。

○大西一史委員 非常に細かい話で申しわけないんですけども、こういうのこそ行政の縦割りのむだなんです。こういうのをやっぱり排除していただかないといかぬと。それは国に対してもしっかり言っていただかないかぬし——わかりました。数はいいですが、こ

ういうことに対してはしっかり——こういう印刷費だっただけかかるわけだし、ましてや、これが2種類も3種類もあって、それを見て何か余計こんがらがってくるというような状況になると、これはやっぱり現場の——これは他県の方からたまたま聞いて、じゃあうちの県も確認しなきゃいけないなと思ってお聞きしたんですけども、そういうことをしっかり考えて、国、県、市町村、しっかり連携をとっていただきたいということをお願いしておきます。

○藤川隆夫委員長 ほかには質疑はありませんか。

○大西一史委員 済みませんね、お昼超えてますが、余りたくさんは聞きませんが、まずは医師不足の問題、医師確保ということでいろいろと取り組みをなさっておる、医師確保総合対策事業ということで、これは平成20年の当初予算でも、38ページ、ここに書いてあります。また、この第5次の熊本県保健医療計画の中にも実はあって書いてあるんですよ。

この対策の中で、もう既に19年度からやっていますということで先ほど説明がありましたけれども、医師バンクを設置なりやると。それから医師の養成で、熊本大学医学部入学者への奨学金制度の創設について検討ということでもありますけれども、まず喫緊の、もう要は早急に手を打たなければならない、要は医師がもう完全に不足した病院、天草の、例えば、天草市立牛深市民病院であるとか……(発言する者あり)荒尾もそうですか。荒尾も玉名も、あちこちあるわけですが、もう既に今足りないというところに対してどうするんですかね。すぐ、その対策というのは何か考えておられますかね。

○高橋医療政策総室長 医師不足対策、特に

基本的には、いわゆる県内の唯一の医師の供給機関である熊本大学、ここは唯一でございますけれども、そのほかに、例えば供給があるかというのは、これはなかなか難しゅうございます。それについては、いろいろな方策をあわせてやっていかないと、なかなか難しゅうございますけれども、その1つが医師バンクというような形になります。これは、地域の中核的な公立病院の、いわゆる医師の求人、そういうものを掌握いたしまして、そして地域医療に携わりたい医師の方々もあわせ登録をいたしまして、県の方でその仲介、あっせんをしようということでございます。

ただ、今回の牛深、あるいは公立玉名中央病院等の緊急的なものにはなかなか急にはその対応はできないわけでございますけれども、ただ、現在まだ医師バンクは立ち上がってない段階ではございますが、幾つかお医者さんの方からお問い合わせがございますので、そういうものについては、それぞれの、例えば天草市立牛深市民病院の情報でございますとか、そういうのは提供しているところでございます。今のところ、緊急的にはそういうふうな対策しか持ち得てないというのが現状でございます。

○大西一史委員 緊急的に持ち得てないといっても、もう4月からお医者さんがいなくなると。現実的に、あともう2カ月も立てばその診療科目なくなってしまう、あるいはそこでは診れない、完全にその地域医療がそこで崩壊するような危機に直面しているところがあるわけですね。そういうところに対して、今第一義的にはその当該の市町村、自治体がしっかり医師確保に向けて努力をするということは大事なんです、それにも限界があると。

この前やっとな草市立牛深市民病院の院長先生を確保したというようなことでありましたが、安田市長は非常に県はもうちょっと何

かしてくれればというような愚痴もこぼされたやに、記者会見ではそういうふうな話があったというふうに聞いてますけれども、こういふときこそ県が本当に一生懸命先導的に動いてやらなければ、本当に熊本県内の医療体制というのは大丈夫なのかと。全国的な問題ですよ、確かに。

しかし、ここに書いてあるこの5カ年計画の第5次熊本県保健医療計画では、即効性のあることはないわけですよ、はっきり言えば。ましてや、医師バンクはすぐ創設をして、5年間の間でひょっとしたら出てくるかもしれませんが、例えば熊本大学医学部入学者の奨学金制度の創設、これは結構ですよ。それで奨学金あれして、自治医科大的に、要は9年間は県内の病院で働いてくださいよとやるんでしょ。だけど、これは5カ年計画ですよ。医学部卒業するのに6年かかるわけですよ。それからインターンして——藤川先生、どのくらいカバーして、1人前になるのに。10年……。

○藤川隆夫委員長 10年は最低かかる。

○大西一史委員 10年はかかりますよね。ということなんです。ということは、これは5カ年の対策というよりも中長期的な対策なわけで、この中に入れておかなきゃいけないのは、もっとそういう緊急な対策についてもやっぱりやる、対応というのが必要じゃないかと思います。

ですから、そういうものを検討しますみたいなことがこの第5次熊本県保健医療計画の中には書いてありますけれども、5年の中で検討します、検討しますみたいな項目ばかりじゃなくて、恐らくこれから審議会あたりでこの計画も今から練られると思いますから、こういう厚生常任委員会で厳しい意見が出たと、もっと即効性のあるきちっとした計画を立てなさいということが出たということを委

員の皆さん方にもしっかり——委員というよりも藤川先生も入っておられますが、認識をしていただいて、より具体的に生きる計画をつくっていただきますよう、これは強く要望をしておきます。

以上です。

○重村栄副委員長 今の医師不足に関連してですが、私の地元の荒尾も大変な状況になってまして、高橋総室長よく御存じのとおりですけれども、そもそもの諸悪の根源はスーパーローテート、早くこれをどげんかせんと、小手先でいろいろやっても解決せぬわけで、とにかく国が、厚労省がミスしとるわけですから、地方のことわからずに。だから、これをきちんと早く手直しさせぬことには解決せんですよ。

いろんな私の知り合いのお医者さん方もみんな、このスーパーローテート、どげんかしてください、でなかと結局直らぬですよ、どげんか小手先の事業やっても。そういう御意見もはっきりおっしゃいますし、やはり私もそうだと思うし、早くこのスーパーローテート、どげんか変えてやらんといかぬので、熊本県だけじゃ動かぬでしょうから、全国挙げて、このスーパーローテート、どげんか変えるごときしっかり取り組んでください。もうそれしかないと思います、即効性があるのは。

○藤川隆夫委員長 そういう形で各県と一緒にになって意見を上げていってください。

○大西一史委員 もう1つ、ごめんなさい。ちょっとさっきの第5次熊本県保健医療計画案の概要の中でちょっと出てくる。これは23ページにありますけれども、この指標があって、その中の10番、臓器移植対策、これは私も随分前からたびたびやっているんですけれども、臓器提供意思表示カードの所持率というのが、この指標として項目として挙げられ

ていますけれども、これが現状が6.5%、目標、24年度は8.0%にするということですが、これは調査何かなさっていますか。調査ですよ。だから、例えばそういう現状が6.5%という、この臓器提供意思表示カードの所持率ということなんですが、これは全県民の6.5%というようなあれなんですかね、どうなんですか。

○早川薬務衛生課長 今度の保健医療計画の中でのアンケート調査が行われておりますけれども、その中での調査結果でございます。

○大西一史委員 アンケート調査の中の結果ということですね。

○早川薬務衛生課長 はい。

○大西一史委員 じゃあ全体的にこういうものをある程度普及しようと言っているわけじゃないですか、今この臓器。昔からあれですけれども、私、たまたま財布の中に入っていたので、今持っていますけれども、これを持っている人のくらいいらっしゃいますか、ちょっと手を挙げていただけてませんか。別に臓器を移植、提供しませんという意味も表示できるあれなんです。——済みません、手挙げている方、おろしてください。

やっぱり意識啓発といいますか、数値目標を掲げているのであれば、そういった調査もしっかりやっていたらいいかぬなど。予算もないからなかなか難しいかもしれませんが、こういった普及を図るということをやったりやっていたらいいかぬ。

それと、あとは、この県庁の中でも、皆さんやっぱり率先してこういった意識を持っていただく、この健康福祉部の中でもそうですが、我々もそうですけれども、そういったことをやって、単にこの数字だけで、目標値がこうだから、これをクリアしたよというよう

なことだけでないように頑張っていたきたいということを要望しておきますので、よろしくをお願いします。

○藤川隆夫委員長 ほかには。

○高野洋介委員 素朴な質問を2つさせていただきたいんですけども、どちらも少子化対策になると思うんですけども、きょうの部長の説明趣旨の中で、少子化対策については云々という話があって、さらには、企業等における子育て支援を推進ということが言われましたけれども、どういった企業にどういった支援をお願いしているのかというのが1点と、もう一点は、来年度の予算説明の中で、あれだけ矢田貝課長が頑張られた子ども輝き条例のことが一切載ってなく、あくまでも骨格だというのはわかるんですけども、少しはやっぱり入れといてもらった方が安心をするのではなかろうかなというのと、それに対して来年度は、どういうふうに子ども輝き条例を生かしながら、子供がすくすくと育てるような熊本県をつくるのかというのをお尋ねしたいというふうに思っております。

○矢田貝少子化対策課長 2点お答えいたします。

企業における子育て支援でございます。さまざまございますけれども、一番ございますのは、例えば、女性の方が、子供ができたりすると仕事をやめなければいけないという方が非常に多いと。国の調査だと7割ぐらいの方が子供ができると仕事をやめている、実際には勤め続けたいんですけどもやめているということで、育児休業制度のような制度もございますけれども、なかなかとりづらいたいようなところもございますので、これは県で言えば労働雇用総室の方を中心にやっていますけれども、そうした育児休業制度を会社の中で制度化していただいたり、も

しくはそれをとりやすい雰囲気づくりに努めていただきたいというようなことを県として進めていると。

特に今、国においても、要は仕事と子育てが両立できる社会づくりということで努めている中で、その中でどうしても企業が、企業の方で女性——もちろん男性が育児に参加しやすいような意識を変えていくというようなところの取り組みを進めていくことが必要ですので、そうした取り組みを行っているところでございます。

企業は、従業員300人以上の企業につきましては、企業としての次世代育成支援の行動計画をつくりなさいということが法律で義務づけられているんですけども、今国会には、それを100人以上の企業に義務づけを拡大するというふうな改正も国の方で議論されております。熊本県内の場合も、300人以上の企業というのは限られておりますので、そういうことではより多くの企業がそういう行動計画をつくっていくという対象になってきますので、県労働雇用総室とも連携しながら、そうした企業に対して相互理解、もしくは計画づくりの支援に努めていきたいというふうに考えてございます。

2点目の子ども輝き条例でございますが、これはもうぜひ、せっかく御議論いただいitてつくった事業でございますので、その普及啓発活動を図っていくとともに、その浸透を図っていききたいというふうに考えてございます。

骨格予算ということでございまして、実は課内ではこの子ども輝き条例の普及啓発を含めた事業の展開というのを考えておるんですけども、新規の事業になる、かつまた政策的な事業であるということなので、6月の肉づけ予算と申しますか、そちらの方に向けて今庁内で検討をしていると。今回は骨格予算ということですので、そちらの方は、もちろん普及啓発中心ですので、大したすごい額の

ことをやるというわけではないですけども、せっかくなつくった条例が県民の皆さんにより知っていただくために、普及啓発等の事業を6月の方に上げたいということで検討していきたいと思っています。

それ以外にも、2月の各戸に配布される「県からのたより」でも子ども条例についての特集を3ページにわたって組んでいただいたりするなど、浸透を図っているところでございます。

また、それぞれの事業の中でも、やはりこの子ども条例の理念もしくは考え方というものをいれていかなきゃいけないというふうに考えてございます。きょうの予算の説明の中でも、後期計画21、2年度以降の5カ年計画の策定に向けて来年度から準備を始めたいと思っているんですけども、具体的には、やはり行動計画が本県の次世代育成支援の基本の計画になりますので、その中に、今度作り直す際に、御議論いただいた子ども条例の考え方を十分踏まえながら策定をしていきたい。その他、県でいろんな事業を進めるに当たっては、この子ども条例の理念というものを踏まえながら進めていきたいというふうに考えてございますので、また御指導をお願いできればと思います。

以上でございます。

○高野洋介委員 1点目の件はわかるんですけども、県庁内だけでもいろんな部署が物すごく関連してくると思うので、教育の方とか、商工観光とか、そっち方面の連携がちょっと薄いような気がしますので、もう少し密にやっていただきたいと思ひますし、1つ提案させていただきたいんですけども、出産後に、3カ月健診とか6カ月健診とか、いろんな健診があると思うんですけども、その中で、いろんな親御さんが集まって健診を受けられるわけですから、そのときに県の職員さんなり市の職員さんなりにお願いをして、

本当に少子化とか、子供を産む世代の方々の生の意見というのを聞く機会というのが余りにも少ないというふうに感じているんですよ。うちの家内の方も何回も健診に行くんですけども、聞いてもだれも来ない、何もアンケートもないもんですから、ぜひともそういう生の声を生かして、本当の少子化対策に向けて取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

子ども輝き条例の件に関しては、矢田貝課長が4月からどこにいらっしゃるかわかりませんが、ぜひとも、精いっぱい3月末までに何とかしてきちんとした肉をつけて、立派な条例につくり上げていただきたいなという思いがありますので、要望しておきます。

以上です。

○藤川隆夫委員長 わかりました。

ほかには質疑はございませんか。

○大西一史委員 済みません。矢田貝課長—まだ手挙げなくていいですよ、質問今からします。

20年度当初予算の資料の11ページ、児童健全育成費、これは保育士研修の在り方検討事業、これは随分この委員会でも議論してきた保育大学校廃止に向けて、その後は、しっかりとした保育士研修、違った形でやるということでのあり方の検討をしようということで、すぐこれは取りかかるというふうな話だったろうというふうに思ひますけれども、これは今まで、これはもう廃止決まってから、6月議会で私たしか提起したんじゃないかなって思ひますか、もう早くやってくださいよということ言ってきたんですが、その後どんなふうになってますか、ことし1年の、今年度中のその検討状況というのは。新年度でやることはこれでわかってますが。

○矢田貝少子化対策課長 9月の補正予算

で、今年度から検討を開始するというところで経費をつけていただきましたので、これまで、11月と1月に1回目、2回目の県の研修のあり方の基本的な考え方を検討する検討会というのを立ち上げて議論をしていただいております。その際には、委員会の方で、先生の方からも、同窓会の方なんかの意見もお聞きしながらということの御示唆ございましたので、当然保育に関するさまざまな事件もございますので、同窓会の方にも入っていただき、保育団体、各学校などの方にも入っていただきながら今検討を進めていると。3月の末ごろに、まず大まかな、こういう形で研修を充実させていこうというふうな方向性を今年度を出していただきまして、今回計上している20年度における検討においては、さらに具体的な時間割りというか、カリキュラムと申しますか、そうしたところ、役割分担も含めて議論をしていただいて、21年4月から本格的に実施することを目指していきたいというふうに考えています。

もちろん、その考え方がまとまった時点で、できるものについては来年度、今もう県で研修実施しているものもございまして、そうした中に取り込んでいけるものは取り込んでいきながら充実を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○大西一史委員 ということは、11月、1月にある程度の最初の検討会があって、3月中には何とかその方向性を出すということですね。この中で、保育大学校の既存の今の建物、これはどういう方向になるんですかね。

○矢田貝少子化対策課長 検討会においては、まず、どういう研修が必要かということで、カリキュラムの検討を中心にしていただいているんですけれども、その中でも、跡地、せっかくあくんだから、あの場所でやってほしいというふうな意見も今出ているところで

ございます。いずれにいたしましても、その後の跡地の活用につきましては、さまざま意見とか考え方もあるところなので、今県の中で内部で検討を、そうした意見も踏まえながら検討をしているという段階でございまして、引き続き県の関係部局とさまざまな意見を聞きながら検討をしていきたいというのが今の状況でございます。まだ使うとかどうするということが決まっているという状況ではないというものでございます。

○大西一史委員 わかりました。これは、廃止するときには相当いろんな反対がありましたから、それも含めてしっかりとした研修機関、要は、つぶしたかわりに、ただ何かやっつけばいいやというようなことではないと思いますけれども、やっぱり本当に、例えば一回結婚してやめられた保育士の人たちの、例えば再研修であるとか、もっと高度な保育をできるような研修ということでのすばらしい施設ができるように、その研修施設ができるようにということで皆さん願っておられると思いますので、この辺に対してはしっかりと取り組んでいただきたい。

それから、跡地利用に関しては、これは財政的な面も出てくると思います。今県の県有地も処分するなり何なりということではいろいろと議論がありますし、これはたしか水前寺にも保育大学の寮がありますよね、ああいった土地というのも恐らくそういったものの検討に入るかと思いますが、使えるものは、わざわざ公有地としてあるものを使えるのであれば、こういう研修施設に使えるのであれば、そういうふうに残していくというのも私は一つの行革というか、見直しの一つの考え方だろうと思うし、ただ単に売っばらえばいいと私は言っているわけではありません。ただ、そういう行革効果も含めてしっかりと皆さんが納得、県民が納得いくように対応をしていただきたいということをお願いしておきま

す。

○藤川隆夫委員長 わかりました。

ほかにはございませんか。

○大西一史委員 ごめんなさい、もう一個だけ。ちょっと1つだけ、さっき気になったことがあって、ごめんなさい。資料の交通事故の和解のところ、101ページ、これはいつも今まで議会で、委員会で御議論する中で、この和解及び損害賠償の決定についてということ、少し違和感を感じたことがあるんですが、これは、県職員が運転した場合、どっちが加害か被害か、ちょっとわかりませんが、和解の相手方というのが必ず実名で出てくるんですけれども、県職員のどなたがあれしたのかと、その当事者というの表示すべきじゃないかなというふうに思うんですよね。この辺は何か決まりがあるんですかね。

○岡村健康福祉政策課長 これは全庁的な取り扱いだろうと思いますが、これまで相手方、ここに書いておられる方、相手方になりますけれども、と県との和解ということで、これまでの行政実例等から、和解の内容と金額と相手方等を明示すれば足りるんだということでの取り扱いになっとるものですから、それを踏襲してきているというのが実態だと思っております。

○大西一史委員 続けますけれども、やっぱりこういったところ、これは何も健康福祉部だけができるということじゃなくて、全部の課に対して言えることだと思うんですが、当然相手方に損害賠償するわけですから、それは支出先を伏せるということではできないというふうに思いますが、こういうやっぱり事故とかできるだけ起こさないように、緊張感を持って、仕事上ということであっても公用車を使用したということであれば、これは被害

者だけが実名が出て、要は事故を起こした、仮に過失であったとしても、県職員あたりが、だれがどういう形でどういう事故を起こしたということは、概要がわかるようにするべきじゃないかなと、私はもう以前からずっと思ってたんですけれども、今回またこの専決処分の議案が出てましたので、この辺については、関係部局とちょっとそういう意見が出たからということで話をさせていただいて、ちょっとわかりやすく検討していただいて、これは法的な面も検証せないかぬところもあるのかもしれないけれども、そういう形でお願いしておきたいということ。

○岡村健康福祉政策課長 はい、わかりました。

○藤川隆夫委員長 ほかにございませんか。

最後に、1個だけよろしいですか。

少子化対策課なんですけれども、病児・病後児保育、国の方から単価のアップがあるというふうな話なんですけれども、現状は大変運営上厳しい状況が続いているというのが各施設の状況かと思えます。そういう中で、アップしたことによってきちっとした運営が成り立つのかどうか、また、手を挙げるところが今出てきているのかどうかをお聞かせ願えればと思います。

○矢田貝少子化対策課長 現在、熊本市に4カ所、熊本市以外で9カ所、病後児の施設がございます。来年度も、多良木の方で1カ所新たに病後児保育の方をふやすというふうなことで今予定になっております。非常に病後児保育、大変な事業の割には単価が安いということは前から言われておまして、それで、今回国の方でも単価のアップというのをされたということでございますので、そうした趣旨も含めて、まだ未実施の市町村に対して実

いたしております。

次に、平成19年度のチッソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計補正予算でございますが、総額2億7,200万円余の減額補正を計上いたしております。

主な内容といたしましては、チッソ株式会社の経常利益の増に伴う減額及び財源更正でございます。

これによりまして、環境生活部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして、192億5,500万円余となります。

次に、今回の当初予算につきましては、本会議における提案理由の説明のとおり、骨格予算として提案をいたしております。

内容といたしましては、人件費、扶助費等の義務的経費、継続的事業に要する経費を中心に計上いたしております。

まず、平成20年度の一般会計予算でございますが、総額101億9,400万円余を計上いたしております。

その主なものについて御説明いたします。

まず、水俣病対策につきましては、与党プロジェクトチームで示されました基本的考え方に基づく新たな救済策が実現いたしましたとき、県としてもすぐに対応できますように必要な経費を計上いたしておりますほか、認定業務の促進に努めるとともに、胎児性、小児性の水俣病患者の方々の生活支援など、水俣病発生地域の環境、福祉における取り組みについても引き続き推進してまいります。

廃棄物対策につきましては、公共関与による管理型最終処分場の建設につきまして、地元への説明会や環境影響評価の実施など、施設整備に向けた取り組みを推進しますとともに、不法投棄の防止や廃棄物の減量化、再利用、再生利用に取り組んでまいります。

シカによる森林被害対策等につきましては、第3期特定鳥獣保護管理計画に基づきまして、適正な頭数に管理誘導するため、捕獲を行う市町村に対する補助を行うとともに、

捕獲体制の整備を図ってまいります。

有明海、八代海の再生につきましては、有明海・八代海再生に向けた熊本県計画に基づきまして、水質環境の監視や、みんなの川と海づくり県民運動などによる水質の保全に取り組みますとともに、地域の環境保全活動団体への啓発、支援や協働体制の整備等に取り組んでまいります。

地球温暖化対策につきましては、温室効果ガス総排出量の一層の削減に向けて、関係団体と協働したくまもと環境祭の開催等により、県民に対する普及啓発を進めますとともに、家庭、産業、運輸などの各部門ごとの排出削減行動の普及促進に取り組んでまいります。

食の安全安心の確保につきましては、最近の食品偽装問題の続発や、これに伴いますJAS法の表示義務の適用範囲拡大を踏まえ、食品関係事業者への普及啓発や、食品表示に係ります指導監視の強化などに取り組んでまいります。

安全安心まちづくりにつきましては、県民会議の活動などを通じて地域の防犯力の一層の強化に向け、県民、事業者及び関係団体との連携、協働のもとに取り組んでまいります。さらに、犯罪被害者等の支援につきましては、被害者やその家族または遺族が必要とします支援を適切に受けられますよう各種施策を進めてまいります。

人権教育・啓発の推進につきましては、同和問題を初め、ハンセン病や水俣病をめぐる問題など、さまざまな人権問題の解決に向けまして、熊本県人権教育・啓発基本計画に基づきまして、県民の人権意識の高揚を図るための広報、啓発や人材育成などの取り組みを進めてまいります。

次に、平成20年度チッソ県債償還等特別会計でございます。

チッソ県債に係ります元利償還等の年間所要額及び特別県債によるチッソ株式会社への

貸付金を合わせました総額100億9,800万円余を計上いたしております。

以上、一般会計と特別会計を合わせまして、環境生活部の予算総額は202億9,200万円余となります。前年度の当初予算と比較いたしますと、金額にして6億6,100万円余、率にして約3.4%の増となっております。

次に、第60号議案の熊本県消費生活条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、消費者を取り巻く社会情勢の変化などを踏まえ、事業者の責任等を強化するとともに、消費者の自立の支援及び権利の拡充等を図るための関係規定の整備でございます。

次に、第61号議案の熊本県消費生活センター設置条例を廃止する条例の制定についてでございますが、これは、消費者行政の機能強化を図るため、熊本県消費生活センターを本庁組織に一元化することに伴う条例の廃止でございます。

次に、第84号議案の指定管理者の指定についてでございますが、平成20年度から熊本県富岡ビジターセンターの管理運営を行う指定管理者の指定についてでございます。

このほか、環境生活部における平成20年度の行財政改革の取り組みについてなど、13件について御報告させていただくこととしております。

以上が今回の概要でございます。詳細につきましては、関係各課長から御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○藤川隆夫委員長 引き続き各課長から説明をお願いします。

なお、時間の都合もありますので、できるだけ簡潔にお願いいたします。

坂本環境政策課長。

○坂本環境政策課長 環境政策課でございま

す。

2月補正予算、当初予算、報告事項につきまして、一括して御説明をさせていただきます。

○藤川隆夫委員長 着座で。

○坂本環境政策課長 それではまず、2月補正予算の説明資料42ページをお願いいたします。

まず、一般会計についてでございます。

計画調査費の1、エネルギー対策費に経費の節減と記載をいたしております。これは、県の厳しい財政状況を踏まえまして、全庁挙げて予算の効率的な執行に取り組んだことによる執行残でございます。

以下、説明欄に経費の節減と記載しておりますものにつきましては、いずれも同様の趣旨でございますので、各課からの説明は省略をさせていただきたいと思っております。

なお、経費節減の環境生活部総額は2,500万円余となっております。

次に、公害対策費の1、職員給与費でございますが、2,424万3,000円の増額となっております。これは、平成19年度の職員数及びその給与額の確定に伴いまして、当初予算で計上していました予算額との差額を補正するものでございます。

職員給与費の補正につきましても、各課とも同様の趣旨でございますので、各課からの説明は同じく省略をさせていただきたいと思っております。

なお、職員給与費の補正の環境生活部の総額は1億4,400万円余の増額となっております。

以下、主な補正について御説明を申し上げます。

43ページになります。

まず、3、環境政策推進費の(5)環境影響評価審査指導費でございますが、審査件数の

減に伴う所要額の減でございます。

4、環境立県推進費の(1)環境管理システム推進事業、それから(2)環境特性情報充実事業及び(4)の干潟等沿岸海域再生推進事業につきましては、昨年度行いました事務事業の見直しにおきまして、それぞれの事業内容を見直したことに伴う減額補正でございます。

次に、44ページをお願いいたします。

(8)環境立県くまもと推進普及啓発事業でございますが、環境保全基金の内示減等に伴う減額補正でございます。

次に、チッソ県債償還等特別会計繰出金でございますが、45ページの一番下、特別会計の特別県債償還利子が減額となったことに伴いまして、特別会計への繰出金を減額するものでございます。

次の45ページが特別会計の補正でございます。

上の2つが財源更正、それから3段目の特別県債によるチッソへの貸付金及び4段目の特別県債償還利子が、いずれも減額となっております。これは、チッソの決算が確定をいたしまして、県への返還金が増加したこと等に伴う財源の更正及び減額補正でございます。

2月補正については以上でございます。

次に、平成20年度当初予算について御説明をいたします。

当初予算説明資料の104ページをお願いいたします。

まず、一般会計につきまして、説明欄で主なものについて御説明をいたします。

計画調査費のエネルギー対策費でございますが、(1)は電源立地市町村に対する交付金、(2)は八代市に立地します石油貯蔵施設に係る立地市及び周辺の町に対する交付金でございます。

次の公害対策費、1、職員給与費でございますが、平成20年1月現在の職員を対象にそ

の職員給与費を計上いたしております。環境生活部全体で17億7,700万円余となっております。

なお、職員給与費につきましては、各課とも同様の趣旨でございますので、各課からの説明は省略をさせていただきたいと思っております。

次に、3の環境政策推進費、(1)石綿健康被害救済基金拠出金でございますが、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき設置をされております石綿健康被害救済基金へ県として応分の拠出を行うものでございます。

105ページでございますが、4、環境立県推進費の(1)干潟等沿岸海域再生推進事業は、有明海、八代海再生に向けた地域の活動団体への啓発、支援、あるいは協働体制の整備等に取り組むための経費でございます。

(2)バイオマス利活用推進事業は、バイオマスの利活用を推進するための普及啓発及び事業化支援に関する経費でございます。

また、(3)くまもとEco燃料拡大推進事業は、廃食油等から製造できますバイオディーゼル燃料につきまして、普及啓発及び技術的支援を行うための経費でございます。

(4)地球温暖化対策推進事業は、家庭、産業、運輸等の各部門ごとの温室効果ガスの排出削減行動の普及促進等に関する経費、また、(5)環境立県くまもと推進普及啓発事業は、県民の環境保全行動を促進するためのイベントの開催及びマスコミを活用した普及啓発に取り組むための経費でございます。

106ページをお願いいたします。

チッソ県債償還等特別会計繰出金9億6,600万円余でございますが、これは、一時県債及び特別県債の元利償還に係ります特別会計への繰出金でございます。

以上、一般会計当初予算で、一番下でございますが、15億5,500万円余となっております。

続きまして、107ページでございますが、熊本県のチッソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計でございます。

この会計は、チッソ支援に係る県債の償還などを行う会計でございます。説明欄に記載しておりますように、1の公害防止事業債、それから中ほどの患者県債、それから一番下の設備県債、それから108ページになりますが、一時金県債、それと109ページになりますが、特別県債、この5つの県債の元利償還及び、108ページの一番下でございますが、特別県債によるチッソへの貸付金12億100万円を計上いたしております。平成20年度当初予算額といたしましては、109ページの一番下でございますが、100億9,800万円余となっております。

当初予算については以上でございます。

続きまして、報告事項の資料12ページをお願いいたします。

環境生活部における平成20年度の行財政改革の取り組みについてでございます。

健康福祉部からも御説明、御報告あったと思いますが、平成20年度実施計画、アクションプランの中で、環境生活部において取り組む主な内容について御説明を申し上げます。

まず、1、行政改革、(1)組織体制の見直しでございますが、消費者行政分野の組織再編を挙げております。これにつきましては、後ほど消費生活センター条例の廃止について御説明をすることといたしておりますが、取り組み内容の欄でございますように、消費生活センターを本庁消費生活部門に組織的に一元化をいたしまして、消費生活相談、事業者の指導、処分、啓発、企画等を一元的かつ一体的に展開するものでございます。平成20年4月から実施することといたしております。

次の13ページ、(2)業務の見直しでございます。

3項目ございますが、まず、鳥獣保護センターのあり方等の見直しにつきましては、こ

れまで同センターの公の施設としてのあり方について検討してきたところでございますが、平成20年度末を目途に、傷病鳥獣の受け入れを中心とする業務に特化し、公の施設の廃止に向けた取り組みを実施することといたしております。

次の県環境管理システム制度の見直しでございますが、本県におきましては、平成14年3月に、ISO14001の認証登録を受けまして、これまで環境配慮の取り組みを行ってきたところでございます。以来、6年を経過しましたことから、平成20年4月、この4月からISO企画に適合していることをみずから宣言する自己宣言方式に移行いたしまして、県の自己責任のもと、実情に応じた制度運用を図っていくことといたしております。

次の民間委託等の取り組みの推進でございますが、本県におきましては、平成19年2月、昨年の2月に、県内のNPO法人を地球温暖化防止法に基づく温暖化防止活動推進センターに指定をいたしまして、協働して普及啓発等を行っているところでございます。

これまで県で行ってまいりました、この取り組み内容に記載しております地球温暖化防止活動推進員研修業務につきまして、平成20年度から同センターに移管をいたしまして、自主事業として取り組んでいただくこととするものでございます。

次に、2、財政改革、(1)歳出構造の見直しでございます。

第2次地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画による光熱費、燃料費等の削減でございますが、平成17年度に策定いたしました第2次計画に基づきまして、この表の中に記載をいたしておりますような具体的な目標を設定いたしまして、光熱費等の削減の取り組みを実施していくものでございます。

14ページをお願いいたします。

最後に、3、意識改革、県民とのパートナーシップによる県行政の推進でございます。

2項目ございますが、県民と一体となった川や海を守る運動の推進、それからボランティア等との協働による不法投棄監視の取り組みにつきましても、引き続き取り組んでいくということにいたしております。

環境政策課、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○古庄環境保全課長 環境保全課でございます。着座でよろしゅうございますでしょうか。

説明資料、2月補正、46ページをお願いいたします。

上段、公害対策費の右側の説明欄2の生活環境保全施設等整備資金融資対策費ですが、金融機関への預託金の減によるものでございます。

次に、下の段、2、公害監視調査費で、(2)環境放射能水準調査、(3)及び、次のページ、(6)の事業につきましては、国庫委託金の内示減に伴う補正、(5)ダイオキシン類対策事業は、入札残に伴う減額補正です。

次に、当初予算説明資料110ページをお願いいたします。

上段、公害対策費、説明欄の2につきましては、生活環境保全施設等の整備を促進するための融資に伴う金融機関への預託資金です。

下の段、1の公害防止指導費の主な事業として、大気生活環境対策事業は、騒音等に関する規制等の地域指定や市町村への技術支援、また、航空機騒音調査を行う事業です。

2の公害監視調査費ですが、(1)は、大気汚染の常時監視等を行う事業、(2)は、環境大気や河川水質等のダイオキシン類の監視を行う事業、(3)は、大気汚染常時監視を行っている観測機器を更新する事業です。

以上、環境保全課といたしましては、下の欄にございますように、一般会計1億7,800万円余を計上しております。

次に、報告事項の15ページをお願いいたし

ます。

平成19年度ダイオキシン類環境調査結果について報告します。

1の目的ですが、県下の大気環境中などのダイオキシン類の現況を把握し、その結果を県民等へ提供するため調査を行っております。

2の調査の結果でございます。

(1)の年2回行っています大気環境の夏季調査につきましては、八代・芦北・球磨地域の発生源周辺地域の5地点で実施し、すべて環境基準値以下でありました。

ここで、単位のピコグラムとティーイーキューの説明は、次のページの上段、表囲いに記載しております。

15ページにお戻りください。

地下水質調査、公共用水域、これは河川ですが、その水質、底質につきましても、八代・芦北・球磨地域で調査を行いました、すべて環境基準値以下でした。

(4)の水俣地区の環境監視調査につきましては、百間排水路等に堆積するダイオキシン類汚染土砂に関連して、周辺水域の水質や魚類の現況を把握するために実施しています。

調査結果は、夏季の水質調査では、百間水路、水俣港内とも環境基準値以下で、魚類につきましても、過去の調査結果並びに全国調査と比較して同程度でありました。

調査結果の詳細につきましては、16から17ページに表として整理をしております。

次に、18ページをお願いいたします。

荒尾市浦川支流増永川(増永橋)におけるPCPの検出について報告します。

原因究明と改善方策等を検討するため、学識経験者から成る検討委員会からの指導、助言を踏まえ、井戸水、河川水等の定期調査を実施しております。本年1月25日に実施した水質調査結果から、増永川において、水質保全目標を超えるPCPが検出されました。しかし、工場周辺に位置する荒尾市水道水源に

におけるPCPは、数値として検出できない、問題のない濃度で推移しております。

超過の原因ですが、調査時、河川そのものも自流水が少なく、工場排水の影響を強く受ける河川流量が夏場に比べまして40%程度減少していたためと推定しております。

そこで、2月14日、増永川流域に立地する工場に対し、水質保全目標を下回るよう井戸水の揚水量の変更等を要請し、2月15日から削減対策を実施しております。

次に、19ページをお願いいたします。

光化学スモッグ緊急時対策基本方針の策定及び大気汚染常時監視テレメーターシステムの更新について報告します。

近年西日本一帯において光化学スモッグが発生し、一昨年6月、熊本市に本県観測史上初の注意報を発令し、昨年も天草地域や菊池地域に注意報を発令しております。注意報等は、要綱に基づき発令していますが、現要綱では措置対策が不十分であったため、県環境審議会の意見を聞いて、基本方針を策定しました。また、平成7年度に更新設置しておりますテレメーターシステムが老朽化したため、全面リニューアルし、来る3月3日から稼働する予定でございます。

1の基本方針の概要ですが、観測につきましては、光化学スモッグの発生が広域的なものであることから、隣県における近隣の測定値も把握し、また、測定車をフル活用して、今後とも監視体制の整備に努めていきます。

(2)の注意報等の発令及び発令地域につきましては、21ページに示しております別表に定める、左から2番目の欄、発令基準に基づき発令します。

済みません、19ページにお戻りください。

発令対象地域は県内全域とし、大気汚染が類似すると見込まれる地域に分け、地域ごとに注意報等を発令することにしております。

(3)の発令時の措置につきましては、発令市町村と関係機関及び県民へ迅速に周知する

とともに、21ページでございますが、別表、備考、米印の2に定めます特定工場に対し、この同じ別表の右の欄の排出ガス量の削減などの措置をとってもらうこととしております。

19ページにお戻りください。

(4)につきましては、①ばい煙排出者や県民に対して、平常時から汚染物質の削減について協力を求めてまいります。

次のページ、お願いいたします。

②光化学スモッグ原因物質排出工場、事業場に対しては、自主検査の実施により管理の徹底を要請していきます。

③原因物質の一つである自動車排気ガス削減のための施策を県民等の協力を得ながら総合的に推進していきます。

(5)につきましては、九州各県と連携しながら、また、国に対しても早急な汚染源の特定と対策を求めていきます。

このようなことを基本方針に盛り込んでおります。

今後の予定につきましては、本方針に基づき、3月中に現要綱を見直し、あわせて、新たに光化学スモッグ注意報等発令時の具体的な方策を規定した実施要綱を策定し、4月1日から施行する予定としております。

次に、テレメーターシステムの全面更新でございますが、この更新によりまして、1から3に掲げておりますように、観測データの収集の迅速化、県民へのリアルタイムでの情報提供、光化学スモッグが発生した場合、発令・解除情報を一斉発信メール、一斉ファクスにより、県民等関係者へ迅速かつ正確に配信可能となります。

次に、22ページをお願いいたします。

騒音等に関する規制地域等の設定に係る基本方針の見直しについて報告いたします。

生活環境を保全するため、騒音に関する環境基準の類型指定、規制地域等に係る基本方針を策定し、これに基づき類型指定や規制基

準等を定めていますが、現行の方針では迅速な対応ができない等問題が生じているため、環境審議会の意見を聞いて見直しました。

1の現行の問題点ですが、①都市計画法の用途地域変更により、騒音等の規制地域変更を行おうとしても、市町村長意見の聴取手続などで時間を要する、②振動、悪臭に関しては、市街化地域及び一部の地域しか規制されていないこと、また、悪臭に関しては、市町村合併後でも旧市町村の規制がそのまま残り、整合がとれていない、③悪臭に関しては、複合物質による悪臭に対応できていないことなどが挙げられます。

次に、見直しの概要ですが、①規制地域等については、現行では地図上に色分けしているが、原則都市計画法の用途地域の区分に規制地域等を連動させる。この結果、今後は、用途地域の変更にあわせ、自動的に変更される。②騒音と同様、振動、悪臭についても、原則県内全域を規制する。また、悪臭の合併後の同一市町村においての地域間格差については、見直し後に基本方針により適切に設定される。③悪臭については、新たに人の嗅覚に基づく規制の導入ができることとしました。

今後の予定ですが、基本方針に基づき市町村長の意見を聞いて、本年10月ごろを目途に、騒音に係る環境基準の類型指定、騒音等に係る規制地域、規制基準の設定また見直しを行うこととしております。

次に、最後でございますが、23ページをお願いいたします。

手数料条例の一部を改正する条例でございます。

本条例については、総務常任委員会に付託されております。

法に基づく調停が打ち切られた後、当該事件の申請人等からなされた仲裁の申請手数料の額について、前の調停の申請について納めた手数料の額を控除した額とする規定の整備

を行い、調停から仲裁への移行をより円滑にしようとするものでございます。

以下、改正の内容については、下線を付したとおりでございます。

施行は、本年4月1日です。

環境保全課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○林田水環境課長 水環境課でございます。着座のまま失礼いたします。

まず、補正予算の方の資料でございます。48ページです。

公害規制費の中の説明欄でございます。一番右の下の方です。公害監視調査費の(1)水質環境監視事業1,550万円の減額でございます。これは、公共用水域、河川とか海域の水質監視に係ります委託契約の執行残でございます。

それから、下の方の49ページでございます。環境整備費の中の上水道費、中ほどの1,104万9,000円の減額でございますが、これは、民間の飲用井戸の所有者からの依頼によりまして、水質の検査をやってきたわけでございますけれども、検査件数の減少によりまして減額の補正をするところでございます。そのため、制度の廃止、手数料条例の改正もお願いしております。

以上、3,792万円余の減額補正をお願いいたしまして、補正後の総額が10億4,262万7,000円となっております。

50ページをお願いいたします。

2,116万2,000円の債務負担行為の設定をお願いしております。

この事業は、水質汚濁防止法に基づきまして、河川、それから海域などの公共用水域と地下水の水質を常時調査する事業でありまして、毎月1回、定期的に調査する必要があります。したがって、新年度、4月になりましても早々に調査の必要がございますので、あらかじめ債務負担行為の設定をお願い

するものでございます。

補正予算は以上でございます。

引き続き当初予算の方でございます。

当初予算は112ページでございます。

主要な事業を説明させていただきます。

まず、計画調査費の中の説明欄でございますが、水資源開発調査費の中に熊本地域地下水保全協働推進事業、170万円余を計上しておりますけれども、これは、熊本地域の貴重な地下水がございます。これを熊本地域の14カ市町村と県で協働で水質と水量を保全するために管理計画を定めまして、地下水を保全するための事業でございます。

それから、下の方の113ページでございますが、公害規制費の中の2でございます。公害監視調査費4,512万円でございますが、これは、水質汚濁防止法に基づきまして、河川、海域などの公共用水域と県下全域の地下水の水質を計画的、継続的に監視していくと、そして公表してまいりますけれども、水質の改善につなげていく事業でございます。したがって、総額としましては、114ページになりますけれども、水環境課では、総額9億6,900万円余をお願いしております。

当初予算は以上でございます。

それから、報告事項を2件ほどお願いしております。

24ページをお願いします。

平成19年度水俣湾環境調査の結果でございます。

水俣湾で、魚類、それから動物プランクトン、底質、水質、それから周辺の地下水の水銀の調査を毎年定期的実施しております。今回は、昨年10月に調査いたしまして、新たに結果が判明した動物プランクトン、底質、水質の報告でございます。

結果は、下記表に記載のとおりでございますけれども、いずれも特別の異常はございませんでした。

なお、今年の最後の分が、2月分がござい

ますけれども、現在、調査をやりまして、分析取りまとめ中でございます。まとめ次第報告させていただきます。

次に、26ページをお願いいたします。

先ほど出てまいりました熊本県手数料条例の一部を改正する条例の概要でございます。

水道法で定めます上水道につきましては、水質はきちんと管理されているところがございますが、いわゆる水道以外の民間の飲用井戸の調査につきましても、各保健所で所有者の希望によりまして水質検査を実施してきたところがございます。ところが、検査項目の増加や検査方法の変更などによりまして、保健所で対応できなくなったり、あるいは、いわゆる規制緩和といえますが、民間の検査機関が多くなりまして、料金の価格差もございまして、結果的に保健所での取り扱い件数が減少したということで、今回廃止したいということで提案しているところがございます。

この表に書いております項目とあわせまして、22区分全部廃止したいということでございます。

本件は、19年度補正予算にも減額をお願いしておりますし、総務委員会の方にも付託しております。

水環境課は以上でございます。

○久保自然保護課長 自然保護課の久保でございます。

19年度2月補正について御説明申し上げます。

説明資料の51ページをお願いいたします。

自然保護課につきましては、次の52ページでございますけれども、下段に掲載しております。合計で855万9,000円減額補正をしております。

いずれの費目も、職員給与関係と経費の節減によるものでございます。

2月補正については以上でございます。

続きまして、平成20年度の当初予算につい

て御説明申し上げます。

説明資料の115ページをお願いいたします。

まず、鳥獣保護費でございます。

鳥獣保護費につきましては、野生鳥獣の保護や狩猟に対する行政指導等に要する経費でございます。

この主な経費といたしまして、説明欄の3の鳥獣保護対策事業費のうち、(2)の特定鳥獣適正管理事業については、森林に多大な被害を及ぼしておりますシカの生息数を適正な密度に誘導するために、市町村が取り組む有害捕獲に対する補助でございます。

次に、116ページをお願いいたします。

自然保護費でございます。

自然保護費につきましては、自然公園や自然環境の保全、さらには希少野生動植物の保護等に要する経費でございます。

その主なものといたしまして、2の自然環境保全対策事業費のうち、(1)の自然保護普及啓発事業は、県民を対象とした自然環境講座等の実施に要する経費であり、(3)の希少野生動植物保護対策事業につきましては、条例に基づく希少野生動植物の保全を図るための経費でございます。

次に、117ページをお願いいたします。

観光費でございます。

観光費につきましては、自然公園内の公園施設等の維持管理に要する経費でございます。その主な経費といたしまして、説明欄2の観光施設整備事業費のうち、(1)の自然公園利用事業につきましては、九州自然歩道や自然公園内のビジターセンター、トイレ等の施設の維持管理を指定管理者や市町村等に委託して実施するための経費でございます。

以上、自然保護課の合計予算額は2億7,500万円余をお願いしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、ちょっと飛びますけれども、説明資料の145ページをお願いいたします。

議案第84号指定管理者の指定についてでござ

います。

天草の苓北町にございます熊本県富岡ビジターセンターの指定管理候補者につきまして、その候補者として苓北町を選定いたしましたので、今回指定の承認をお願いするものでございます。

選定に係る経緯等につきましては、次の116ページで御説明申し上げます。

選定の経緯につきましては、平成19年11月から12月にかけて公募を行いまして、2件の応募がありました。本年1月、選定委員会を開催いたしまして、総合点が高かった苓北町が指定管理候補者として選定されたところでございます。

県といたしましては、自然公園法上の博物館展示施設という施設の性格を踏まえまして、苓北町の方が施設の管理及び自主事業の運営について必要な人的能力や地域との連携、協力体制がすぐれていたという点、あるいは、町独自の予算を確保いたしまして、施設の運営を行うことが意欲的といった点で、より高い評価を得たというふうに考えております。

以上、指定管理者の指定についてよろしく御審議をお願いします。

以上でございます。

○本田廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

まず、2月補正の方の資料の53ページをお願いいたします。

環境整備費につきましては、5,347万1,000円の減額をお願いするものでございます。

2の産業廃棄物対策費のうち公共関与推進事業につきましては、基本設計等の入札に伴います執行残及び財団法人の熊本県環境整備事業団に対します貸付金の所要額の減によるものでございます。

それから、54ページをお願いいたします。

3の産業廃棄物等特別対策事業費のうち、(1)の管理型最終処分場の立地交付金事業に

つきましては、これは、新設あるいは増設をした産業廃棄物の管理型最終処分場が立地いたします市町村へ交付金を交付するものですが、今年度交付対象となります施設がございませんので、年度内の交付見込みがないということによります減額でございます。

それから、(3)の産業廃棄物税の基金の積立金につきましては、この産業廃棄物の税収を活用して行います事業に充てた残額を後年度事業等に充てますために積み立てるものがございます。今説明をいたしました交付金事業等の残額の増などによりまして、今回増額をお願いするものがございます。

以上、廃棄物対策課といたしましては、54ページ最下段にありますように、4,528万円余の減額補正をお願いしておりますところでございます。

次に、55ページをお願いいたします。

繰越明許費でございます。

公共関与推進事業につきまして、基本設計にかかわる経費でございますが、基本設計を発注いたしました後に、地元の要望及びそれに伴います追加測量等の対応の必要性が生じまして、不測の日数を要しましたことから、繰り越しを行うものがございます。このことで、1,176万円の繰り越しをお願いするものがございます。

引き続きまして、平成20年度の当初予算関係の御説明をさせていただきます。

資料は118ページの方をお願いいたします。

環境整備費でございますが、まず、1の一般廃棄物等の対策費につきましては、まず、主な事業を御説明いたします。

(1)の一般廃棄物対策費は、一般廃棄物の処理にかかわりますことに対しまして、市町村への助言や情報提供を行う等の支援を行いまして、あるいは一般廃棄物処理施設等への立入検査等に要する経費でございます。

(2)のごみゼロ推進県民会議事業につきま

しては、県民の方々、あるいは事業者、行政等で構成されますごみゼロ推進県民会議が行っておりますところのマイバッグキャンペーン等の実施、その他会議の運営にかかわる経費でございます。

次に、2の産業廃棄物対策費のうち、(1)の産業廃棄物適正処理事業でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、事業場、処分場等の立入検査を行うなど、産業廃棄物の排出事業者や処理業者等の適正処理についての検査、指導に要する経費でございます。

それから、(2)の公共関与推進事業は、公共関与によります産業廃棄物管理型最終処分場の建設予定地住民等への説明会の開催、あるいは財団法人の熊本県環境整備事業団に対します環境アセスメントを実施いたします際の費用の貸し付けにかかわる経費でございます。

昨年12月に設立いたしました法人におきまして、これは後ほど御報告をさせていただきますが、平成20年度の事業といたしまして、用地測量のほか、環境アセスメント実施関連の建設予定地周辺での井戸調査、あるいは地質調査、動植物の現地調査など、計約2億68万円余の財団事業費を見込んでおりまして、これも県からの貸付金で対応するというところにいたしております。

次に、119ページをお願いいたします。

3の産業廃棄物等の特別支援事業費につきましては、この119ページから120ページにかけて記載しておりますが、(1)の管理型最終処分場立地交付金事業は、先ほども御説明申し上げましたが、産業廃棄物の最終処分場のうち、管理型最終処分場の立地促進を目的といたしまして、新設または増設される管理型最終処分場が存在いたします市町村に対する立地交付金の交付に係る経費でございます。

それから、(2)の最終処分場の周辺環境整備等補助事業は、これは、安定型、管理型、

遮断型にかかわらず、最終処分場があります周辺の道路整備、あるいは公民館の整備、水質調査等を実施する際の市町村への補助にかかわる経費でございます。

次に、(3)の産業廃棄物リサイクル等推進事業は、排出事業者、処理業者、大学、研究機関などが行います排出抑制、リサイクル等、いわゆるスリーアールに関する研究、技術開発等への補助にかかわる経費でございます。

それから、(4)の産業廃棄物事業者研修事業は、この処理業者や排出事業者への研修にかかわる経費でございます。

(5)の廃棄物リサイクル等啓発事業は、これも毎年度10月に実施をいたしておりますが、ごみゼロ推進県民大会、これらをまた来年度に実施する開催に要する経費でございます。

(6)の廃棄物コーディネーター事業は、当課に配置をいたしております2名の廃棄物コーディネーターにより、県内企業に対しまして、この廃棄物の削減やリサイクル等に関する助言、指導等に要する経費でございます。

次に、120ページをお願いいたします。

(7)の新規事業でございますが、不法投棄の撲滅県民パートナーシップ推進事業でございますが、これは、これまで実施してまいりました民間警備会社に委託して、休日、夜間の不法投棄のパトロールを行ってまいりました不法投棄等の不適正処理特別監視事業を組みかえまして、住民参加型の監視体制により不法投棄を未然に防止をしようということを目的といたしまして、既に私ども、県民のさまざまな団体、約90団体と不法投棄に関します情報提供に関しまして協定を結んでおりますが、こうした団体ともう一度この合同パトロール等、あるいは研修会を実施することによって、県民との連携強化を図りながら、この未然防止に努めてまいるということを目的とした事業に係る経費でございます。

それから、8の産業廃棄物税の基金の積立金でございますが、これは産業廃棄物税の使途事業の事業費の残額を基金として積み立てる経費でございます。

以上、廃棄物対策課といたしましては、120ページ、最下段にありますように、6億5,400万円余の当初予算を計上いたしております。よろしく御審議をお願いしたいと思います。

引き続きまして、報告事項の資料27ページをお願いいたします。

公共関与を進めてまいりました公共関与推進事業につきましての今年度の主な取り組み内容等につきまして御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、(1)でございますが、地元説明等の実施、何よりも地元の方々の御理解をいただくということが大切だということで、地元住民の方々に構成をされております南関町の対策委員会や和水町の対策協議会、あるいは両町の議会等に対しまして、機会をとらえて説明を行い、処分場建設への御理解の促進を図ってまいったところでございます。

主な実施内容といたしましては、今年に入りまして、3番目でございますが、建設予定地周辺井戸、23戸の予備調査の実施をいたしました。第1回目の調査の結果の概要につきましては、本年1月から2月にかけて地元へ御説明をしたところでございます。また、第2回目の調査を2月に組み込んだところでございますが、この最終報告を取りまとめて、今後地元へ御説明をしていく予定といたしております。

なお、県議会の環境対策特別委員会におかれましても、正副委員長におかれまして、現地視察をしていただき、地元住民代表との意見交換もしていただいたところでございます。

次に、(2)の事業主体となります財団法人につきましても、これもさきの12月議会で御

報告をさせていただいたところでございますが、12月7日付で財団法人熊本県環境整備事業団を設立したところでございます。

主なその後の変更状況等について御説明をさせていただきます。

まず、④の基本財産につきまして、本年1月25日に熊本市の方から新たに32万1,000円の出捐をしていただきましたので、現在515万7,000円となっております。目標額600万円に達していない部分、市町においては、玉名郡市の2市4町を含めて8市町でございます。それから、民間の3団体においても、まだ全額を出捐していただいております。この不足分につきましては、引き続き早期に出捐をしていただきますように取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

⑤の構成団体、業務内容、⑦の役員、評議員につきましては、資料に記載のとおりでございます。

⑧の廃棄物処理センターの指定申請につきましては、本年1月22日に財団の方から環境省の方に申請がなされております。年度内には指定が受けられるのではないかとこのように思っておるところでございます。

2の今後の取り組み内容でございますが、(1)地元の理解促進に向けた取り組み、これに引き続き丁寧に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。また、今後約3カ年かけて実施をしてまいります環境アセスメントの手續等を通じまして、地元の方々の不安を払拭できるように取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、(2)の地域振興策につきましても、これも、地元の方々の御意見等踏まえまして、地域の振興に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、報告事項の29ページをお願いい

たしたいと思っております。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例でございます。

し尿処理施設の放流水の水質検査に係る手数料を削除するものでございます。この水質検査におきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行規則におきまして、昭和46年から、し尿処理施設を設置いたします市町村に、この施設の機能を維持するための定期的な水質検査の実施が義務づけられておまして、市町村みずから検査を実施できない場合は、都道府県の検査機関及び能力を有するその他の検査機関に検査を委託してもよいとされていたことから、この手数料を定めていたところでございますが、最近10年間におきましては、民間の検査機関の増加、充実等によりまして、この県の検査機関での検査受託の実績がなくなっているところでございます。したがって、この検査業務を廃止いたしましても、市町村におきます検査実施に支障を生じるものではないということから、この手数料の規定を削除するものでございます。

なお、本条例におきましては、総務常任委員会に付託されておるところでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願いしたいと思います。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

2月補正予算関係資料の56ページをお願いいたします。

まず、公害保健費でございますが、総額1億5,800万円余の減額補正をお願いいたしております。

その内訳につきましては、右側説明欄により御説明をさせていただきます。

まず、公害被害者救済対策費270万円余につきましても、事業費が当初の見込みを下回ったことによる減でございます。

次に、水俣病総合対策事業費 1 億5,500 万円余の減額補正をお願いしております。このうち、(1)の水俣病総合対策費等扶助費7,300 万円余の減額補正につきましては、医療手帳及び保健手帳等を所持しておられる方に支給しております医療費が当初見込み額を下回ったことによるものでございます。

(3)の胎児性・小児性患者等にかかわる地域生活支援事業における6,700万円余の減額補正につきましては、民間の法人によります新規の施設整備にかかわる運営費が当初の見込み額を下回ったことなどによるものでございます。

次に、57ページをお願いいたします。

水俣病総合対策事業等の委託業務で8,200 万円余の債務負担行為の設定をお願いしております。これは、来年度の総合対策事業における熊本県国民健康保険団体連合会や社会保険診療報酬基金に対するレセプト集計業務の委託手続等に早期に着手するための債務負担行為の設定でございます。

以上、よろしく願い申し上げます。

次に、来年度当初予算でございますが、当初予算資料の121ページをお願いいたします。

右側の説明欄に沿いまして、その内容の説明をさせていただきます。

まず、公害保健費の主な事業といたしまして、1の公害被害者救済対策費の(1)水俣病関連情報発信事業でございますが、これは、水俣病の教訓を踏まえた啓発のためのパンフレットの作成、NPO法人等の連携等により、環境の大切さを学習する機会を設けるなどの取り組みに要する経費でございます。

(2)の水俣病関連情報発信支援事業でございますが、これは、県が行います(1)の事業とは別に、市町が行う取り組みを支援するための経費でございます。

(3)の環境・福祉モデル地域づくり推進事業でございますが、これは、毎年水俣市で行われます5月1日の慰霊式を初めとします水

俣病犠牲者への慰霊に取り組むもの、あるいはもやい直しの取り組みを支援するための経費でございます。

2の水俣病患者保健福祉事業でございますが、これは、水俣病認定患者の方々お一人お一人の御家庭を訪問いたしまして、御相談に応じるための経費でございます。

次のページをお願いいたします。

3の水俣病総合対策事業費のうち、(1)水俣病総合対策費等扶助費は、先ほども補正の中でもお願いしましたが、医療手帳、保健手帳等を所持するの方々に対する医療費等の支給に要する経費でございます。

(2)の水俣病総合対策事業は、その事務費とそれから水俣病発生地域の住民の健康診査の実施にかかわる経費でございます。

(3)の胎児性・小児性患者の地域生活支援事業でございますが、これは、胎児性、小児性の方々地域で安心して暮らしていただけるように、日常生活の支援や施設整備を行う法人等への補助に要する経費でございます。

最後に、(4)の新救済策推進費でございますが、これは、与党PTで取りまとめられました新たな水俣病被害者の救済策についての基本的な考え方に基きまして、新たな救済策が実現した場合に対応するための経費でございます。

以上、水俣病保健課の合計50億2,800万円余を計上いたしております。よろしく願い申し上げます。

続きまして、報告事項の方をお願いいたします。

報告事項の30ページをお願いいたします。水俣病対策の状況につきましてまとめさせていただきます。

1番の平成19年12月以降の水俣病対策の主な経緯につきまして御報告をさせていただきます。

12月17日に、県議会本会議におきまして、新たな水俣病被害者の救済策の早期実現に向

けた決議が行われました。これが水俣病問題の早期解決に向けた連携をチッソ株式会社に求めるものであったことから、12月20日に、村上議長及び水俣病対策特別委員会の前川副委員長によりまして、チッソ株式会社に対して申し入れが行われました。

12月24日でございますが、来年度の政府予算案に新救済策関係事業費として10億円が計上されたところでございます。

1月25日に、水俣病認定申請棄却処分取り消し及び認定義務づけ訴訟、いわゆる溝口訴訟におきまして、熊本地裁判決が出されたところでございます。

2の認定申請等の状況につきましてでございますが、(1)の関西訴訟最高裁判決以降の熊本県への認定申請者数は、1月末日現在で3,700人となっております。

次に、3の水俣病に関する裁判の状況についてでございますが、現在係争中の訴訟は5件ございます。31ページの(3)に記載しております訴訟、先ほど経緯の中で御報告いたしました、いわゆる溝口訴訟につきましては、先月25日に熊本地裁において原告からの棄却処分取り消しの請求を棄却し、認定義務づけの訴えを却下する判決の言い渡しがございました。原告は2月6日の日に控訴されております。

以上で報告事項の部分は終わらせていただきますが、ここで、救済策の実現に向けた取り組みにつきまして、チッソとの交渉状況を中心に若干報告させていただきます。

資料にはございませんが、済みません、口頭で御説明させていただきますけれども、与党プロジェクトチームが、昨年10月26日に新たな救済策の基本的な考え方を取りまとめいただきましたが、チッソはこれに対しまして、11月19日に、受け入れがたい旨を表明されております。

これを受けまして、県議会では、先ほど申し上げましたけれども、急遽12月3日の日に

水俣病対策特別委員会を開催していただきまして、チッソの出席を求め、チッソの原因企業としてあるべき真摯な対応をすることを県議会として強く申し入れいただきました。12月17日に、本会議におきまして、被害者の救済を最優先に考えた経営に最大限の努力をするとともに、水俣病問題の早期解決の実現に向けて、我々と連携した具体的な取り組みを強く求める旨の決議を行っていただいたところでございます。

また、与党プロジェクトチームの園田座長におかれましては、年末以降、非常にチッソに対して頻繁に交渉をいただいております。また、2月20日の日には、鴨下環境大臣がチッソと会談をされまして、5月1日の慰霊式までの解決を求められたと聞いております。

しかしながら、この間、チッソは早期救済を求める被害者の声に耳を閉ざしております。県議会を初め、国や与党プロジェクトチームの再三の働きかけにも考えを変える気配がなく、依然としてかたくなな態度に終始している状況にあるようでございます。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○田中水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

まず、補正予算でございますが、説明資料の58ページをお願いいたします。

下段の公害保健費につきまして、1,195万3,000円の減額補正をお願いしております。

その内訳としまして、説明欄2の水俣病総合対策事業費につきましては、水俣病認定申請後1年を経過した方などに医療費等を支給する治療研究事業扶助費が当初の見込みを下回るにより減額するものでございます。

補正予算は以上でございます。

続きまして、当初予算でございますが、説明資料の123ページをお願いいたします。

下段の公害保健費でございますが、1の公

害被害者救済対策費につきましては、主な事業としまして、水俣病認定審査会の運営や水俣病認定申請者の方に対する検診等に係る経費を計上しております。

2の水俣病総合対策事業費につきましては、補正のところでも御説明しました治療研究事業扶助費に係る経費を計上しております。

課の当初予算といたしまして、総額6億6,165万5,000円を計上しております。

以上でございます。よろしく願います。

○山地食の安全・消費生活課長 まず、2月の補正予算についてでございますけれども、資料は59ページをお願いいたします。

当課におきましては、消費者行政推進費及び農業総務費につきましては、それぞれ事業費について減が出ておりますけれども、すべて経費の節減または執行見込みの減によるものでございます。

次に、当初予算について御説明させていただきます。

資料の124ページをお願いいたします。

まず、消費者行政推進費でございますが、2億6,458万円余をお願いいたしております。

主な内容を御説明いたしますが、まず、説明欄2の(1)消費者行政推進対策事業におきましては、新たに多重債務相談市町村サポート事業といたしまして、消費生活センターにカウンセラーを設置いたしまして、市町村への助言や実地指導を行って窓口設置を支援することといたしております。民間委託の予定でございます。

このほか、関係法令に基づく事業者の指導等を行ってまいります。

(2)の消費者啓発事業におきましては、消費生活問題の専門家等のリーダーの育成などを推進してまいります。

3の消費生活センター費でございますが、

(2)の消費生活相談事業といたしまして、消費生活センターの相談員による各種相談への対応並びに商品テストの実施等を行ってまいります。

次に、資料の125ページでございます。

農業総務費でございますけれども、まず、(1)のJAS品質表示指導事業でございますが、4月からのJAS法の適用拡大に伴いまして、食品表示制度の普及啓発や巡回指導の充実に努めるとともに、抜き打ちでの立入調査や、新たにDNA鑑定のコストも計上し、監視指導を強化してまいります。

(3)の食品検査体制整備事業におきましては、保健環境科学研究所の検査機器のリース料等を計上しており、引き続き全国トップレベルの残留農薬等検査を充実強化し、食に対する安全、安心を確保してまいります。

(4)の食育総合推進事業では、関係機関と連携し、県民大会の開催や市町村における取り組みを推進するため、地域におけるネットワーク構築事業やモデル事業等を行ってまいります。

以上、合計で2億9,500万円余の予算措置をお願いいたしております。

よろしく願い申し上げます。

次に、条例改正について、2本御説明させていただきます。

資料の131ページをお願いいたします。

まず、第60号熊本県消費生活条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

御説明は140ページの概要でさせていただきますと存じます。

まず、条例改正の趣旨でございますが、近年、悪質商法の巧妙化、広域化や高齢者や障害者等弱者被害の増加、製品事故の多発や多重債務問題の深刻化など、消費者問題はますます複雑多様化しております。

また、消費者保護基本法が消費者基本法として平成16年6月に抜本改正されたほか、事業者の悪質行為等を規制するため、消費者関

連法の整備が進んでおるところでございます。

このような社会情勢の変化等を踏まえ、架空請求等新たな形態の悪質商法への対応や、住民により近い市町村での相談見守り体制の充実、支援、さらに深刻化する多重債務問題改善のための取り組みなど、関係規定の整備を行うため、条例を改正するものでございます。

主な改正内容についてかいつまんで御説明いたします。

まず、(1)から(9)までは総則の部分でございます。(2)ですが、消費者の権利に、教育機会が提供される権利及び施策に意見が反映される権利を追加しております。(4)では、市町村との連携、情報提供や助言等の支援について規定しております。同様な趣旨で、(22)にも、消費者苦情の処理について市町村を支援する規定を設けております。(6)で事業者団体、(8)で消費者団体について、それぞれ責務等を新たに規定いたしました。(9)ですが、県は、消費者基本計画を策定する旨を新たに規定しております。

次に、(10)からが施策に関する部分でございますが、(12)では、知事は、商品等について被害防止のために緊急の必要があるときには、商品等の名称や事業者名等、必要な情報を県民へ情報提供することといたしました。同様の趣旨で、(17)(24)で不当取引行為等について情報提供の規定を設けております。

次に、(15)でございますが、架空請求など新たな悪質商法を規制するため、不当取引行為として、こうした行為を新たに追加する改正を行っております。

1枚おめくりいただきまして、142ページをお願いいたします。

(20)でございますが、多重債務問題に関しまして、全国で初めて条例に盛り込むことといたしまして、相談体制の整備等、必要な施策を関係機関とともに推進する旨を規定いた

しました。

(26)では、県民から知事への申し入れ制度を新たに設けて、消費者の権利が侵され、また、そのおそれがある場合には、御本人やそうでない方も、知事に対して申し出て適切な措置をとるよう求めることができることといたしました。

以上が主な内容でございます。

なお、施行期日につきましては、県民や事業者への周知期間を設けるために、7月1日としております。

次に、資料の143ページをお願いいたします。

第61号熊本県消費生活センター設置条例を廃止する条例の制定についてでございます。

消費生活センターは、昭和46年に水道町に出先機関として設置され現在に至っておりますが、設置当時600件程度であった相談件数は増加の一途をたどり、平成18年度は約1万6,000件となっております。相談内容も複雑多様化しており、相談内容を的確に反映した事業者指導や被害防止対策が喫緊の課題となっております。

このような状況を踏まえ、消費生活センターを本庁組織に一元化し、消費者相談、事業者指導、処分、啓発、企画立案、市町村支援等を一元的かつ一体的に展開し、相談内容により迅速に対応する体制を構築することといたしました。

これに伴いまして、消費生活センターについて、出先機関として設置する根拠条例でございました本設置条例を廃止するものでございます。

施行期日につきましては、4月1日としております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

最後でございますが、報告事項の32ページをお願いいたします。

本年度の食品表示に関する監視及び調査の

実施状況について御報告させていただきます。

初めに、JAS食品表示強化期間といたしまして、6月から7月と11月から12月の2回、スーパーなど、小売り店舗等の表示状況を例年どおり調査いたしました。

生鮮食品売場912、牛肉加工食品店108、菓子施設103を対象に調査を行いました。生鮮食品約5万点において、適正に原産地が表示されていた商品の割合は96.8%でした。下の表にも記載しておりますとおり、表示率は年々向上しております。

なお、原産地の表示が漏れていた商品については、直ちにその場で改善指導を行い、また、表示率が低い店舗につきましては、継続して調査、指導を行い、改善を図っているところでございます。

次に、その他の食品表示適正化への取り組みを参考として記載しておりますが、食の安全110番へは、1月末までに166件の相談や通報がっており、前年同期比でほぼ2倍でございます。これにつきましては迅速に対応しております。

食品表示ウォッチャーは、県民471名の方に御登録いただき、食品表示等の監視をしていただいております。

また、食品関係事業所への食品適正表示推進者の設置につきましては、345名、257事業所が登録されております。

上半期に食品表示説明会等84回開催し、3,108名の方の参加者がありました。

次のページ、お願いいたします。

今年度は、食品偽装等の表示関係の不適正事案が続発した年であり、それらを受けて、緊急調査、指導を実施いたしました。

まず、北海道の牛肉ミンチ偽装事件の発生を受けて、7月から8月にかけて、県内51の食肉関連施設を保健所職員と合同で調査いたしました。表示について問題はなく、適切な表示伝達が行われていることが確認さ

れ、電子データによる商品の一元管理システムの導入等、事業者の積極的な食品管理の例も確認できました。

また、10月に、県内34のアサリ流通業者を対象に、九州農政局と合同で巡回指導を実施し、11月から12月にかけては、保健所職員と合同で菓子製造業103施設に対する表示状況調査及び指導を実施し、おおむね適切な表示が行われていたことを確認いたしました。

今月上旬には、昨年末にウナギの産地偽装で県内の2業者に対して厳重注意の行政指導の措置を行ったことから、県内39のウナギ関係業者に対しまして緊急調査を実施しております。養殖業者の一部で口頭のみによる産地伝達を行っていた例があったことから、書面により確実に伝達するよう指導したところ です。

また、4月からJAS法の適用範囲が拡大され、ウナギ業者も含め中間取引業者等も表示義務の対象となることから、その啓発もあわせて行いました。

今後も、巡回指導や食品表示説明会の開催などにより、表示制度の周知啓発を図るとともに、抜き打ちの立入調査の実施や、国、保健所、警察等と連携して監視指導を強化するなど、厳正に対処してまいります。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○江藤交通・くらし安全課長 交通・くらし安全課でございます。

補正予算は、資料の60ページと61ページです。

まず、60ページの諸費のうち、(2)の犯罪被害者等支援基本計画につきましては、国庫委託額の確定に伴う減でございます。

61ページの青少年育成費につきましては、(1)これは執行見込みによる減額でございます。

補正は以上でございます。

当初予算は、資料126ページからお願いいたします。

まず、交通安全対策促進費でございますが、説明欄記載の交通安全に関する諸施策の推進経費として733万1,000円お願いしております。

次は、127ページでございます。

諸費として586万7,000円お願いしておりますが、このうち、(2)の犯罪被害者等支援推進事業は、19年度に県の総合窓口を設置しましたが、20年度から犯罪被害者等を支援する仕組みづくりを推進するための事業でございます。

あけて、128ページでございます。

青少年育成費でございますが、571万9,000円としております。

(2)の熊本県ジュニアチャレンジ事業は、継続事業ですが、20年度は、対象少年を小学生60人としているところが特徴です。

以上で当課合計1億3,000万円余お願いしております。

よろしくお願いいたします。

○佐藤人権同和対策課長 人権同和対策課でございます。

平成19年度2月補正予算につきまして、資料の62ページをお願いいたします。

上段の諸費でございますが、1、人権啓発推進費のうち、(2)人権啓発活動市町村委託事業でございます。これは220万円余の減額をお願いしております。この事業は、市町村が講演会などの人権啓発活動を行うためのもので、全額国庫でございまして、国庫委託金が確定したことによる減額でございます。

下段の社会福祉総務費でございますが、2、地方改善事業費で25万円余の減額をお願いしております。これも国庫補助金額の確定減ということでございます。

以上で総額236万円余の減額をお願いするものでございます。

続きまして、当初予算関係の御説明を申し上げます。

当初予算関係の資料の129ページをお願いいたします。

まず、諸費でございます。

人権啓発推進費2,733万円余をお願いしております。

内訳といたしましては、人権施策推進事業161万円でございます。これは、県民の代表の方々から成ります人権施策推進会議、あるいは、県内の行政、民間団体等の方々となつて人権の啓発を推進します人権啓発推進協議会などを運営する事業でございます。

(2)人権啓発活動市町村委託事業2,572万円余でございます。これは、法務省からの全額国庫で、市町村が人権フェスティバルなどの各種人権啓発活動を行うものでございます。

次に、社会福祉総務費2億7,364万円余をお願いしております。

そのうち、地方改善事業費が2億493万円余でございます。地方改善事業の主な事業は2つございまして、まず、隣保館の運営費等の補助でございますけれども、これが1億9,860万円余でございます。これは、市町村が設置し運営しております隣保館の経費などへの補助でございます。

続きまして、地方改善事業指導費510万円余でございます。これは、2分の1の国庫補助で市町村が実施します施設整備事業などに対する指導監督に要する事務費でございます。

以上、総額で3億97万円余をお願いするものでございます。

続きまして、報告事項の御説明を申し上げます。

報告事項の34ページをお願いいたします。

熊本県人権教育・啓発基本計画の見直しについてでございます。

まず、現在の計画について簡単に御説明をさせていただきます。

この計画は、1の(1)の背景のところに書いておりますが、人権教育・啓発に関する理念や、国、地方公共団体、国民の責務などについて規定をいたしました通称人権教育・啓発推進法が平成12年に成立したことを受けまして、県民一人一人が人権を大切にする社会の実現を目指しまして、平成16年3月に策定したものでございます。

構成につきましては、(2)に記載しているとおりでございます。

現在、県におきましては、この計画を基本に据えまして、人権問題の解決に向けて、施策の推進を図っているところでございます。

次に、今回の見直しについてでございますが、2の(1)にありますように、平成16年3月の策定から4年が経過する中で、現計画の中には現在の状況を的確に反映していない部分などがあるため、見直しを行うことになっております。

見直しの背景といたしましては、(2)に書いておりますが、まず、①個別課題に係る施策の見直しの必要性でございます。現計画では、女性、子供、高齢者などの個別重要課題ごとに記述を行っておりますけれども、これらの個別課題の中には、計画を策定しました後、関連する法律などが制定、改正などをされておりますものがたくさんございます。そのために見直すものでございます。

また、②の人権をめぐる動向の変化としまして、一昨年大きな問題となりましたが、いじめや虐待、自殺などで子供の方がたくさん亡くなったりみたいなことになってきましたけれども、そういう人権をめぐる状況の深刻化などによるものでございます。

さらに、③の重要課題の構成上の課題といたしまして、現計画は、平成14年3月に、国がさきに策定しました国の人権教育・啓発に関する基本計画に準拠する形で重要課題を定めてきておりましたけれども、今回、インターネットによる人権侵害などいろんなことも

起こっておりますので、本県らしい視点も盛り込んで構成の見直しを行っております。

最後に、④ですが、昨今の社会情勢等をかんがみまして、公務員の人権感覚を磨くというところで行っております。

最後に、(3)の見直しの視点でございますが、人権に関する基本計画として策定いたしまして4年しかたっておりません。基本的な考え方などの内容は変わっていないということで考えておまして、①から③にありますように、部分的な改正というか、そういったような形で見直しを行っております。

最後に、3、今後の予定でございますが、パブリックコメントを今月末まで実施しました後、3月中に計画見直しを完了することとしております。

以上、御報告を申し上げます。

人権同和対策課では以上でございます。よろしくお願いいたします。

○福岡人権センター長 人権センターでございます。

2月補正予算関係の63ページの説明欄をお願いいたします。

(2)の広報・啓発事業で1,245万円余の減額をお願いいたしておりますが、国庫委託金額の確定に伴う減額でございます。

2月補正は以上でございます。

続きまして、平成20年度当初予算関係資料の130ページをお願いいたします。

諸費の人権啓発推進費でございますが、その内訳につきましては、説明欄をお願いいたします。

(2)の広報・啓発事業でございますが、人権意識の高揚を図るために、テレビ、新聞などを活用いたしました啓発等に要する経費でございます。

次に、(3)の研修・人材育成事業でございますが、県内の企業や地域における人権に係る指導者育成のための各種研修会等の開催に

要する経費でございます。

次に、(4)の相談事業でございますが、人権に関する相談窓口の運営及び県内の相談機関との連絡調整に要する経費でございます。

最後の(5)の市町村連携支援事業でございますが、市町村における人権教育・啓発の取り組みへの連携、支援や研修費用等の提供などに要する経費でございます。

人権センターの合計1億4,531万円余をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○藤川隆夫委員長 以上で環境生活部からの説明が終了いたしました。

質疑を受けたいと思います。また、今回も、健康福祉部と同様、補正、当初、あるいは条例、報告とあっておりますので、どの部分の説明か明確にされてからの質疑にしたいというふうに思います。

それでは、質疑に入ります。質疑はありますか。

○大西一史委員 まず、きのうも水俣病対策特別委員会ですさまざまな議論があってございましたけれども、今回、平成20年度の当初予算の中で、チッソ株式会社貸付金、県債償還等特別会計繰出金等々、金融支援も含めたチッソに対するこの予算が上程をされております。

きのうの県議会の水俣病対策特別委員会では、チッソが、これまで新旧対策、与党PTが今示している救済策に対しても非常に非協力的といいますか、協力に応じるといふか、支援策に応じるといふ姿勢を全く見せていないということは今まで説明があった中でわかっておりでございます。

私も、昨日の特別委員会の中で、チッソに対しては非常に怒り、憤り、こうしたものを感じているということを申し上げたわけです

が、その中で、前川副委員長の方からも、これだけチッソがかたくなに、こういう支援に対して、患者補償に対して、新しい救済策に対して全く誠意を見せないというのであれば、チッソに対する支援、これ自体も見直すべきだという話がきのうは随分出まして、報道でも報道されたとおりであります。

そういう中で、実際に今回この上程されているチッソ県債に、貸付金なども、例えば108ページ、12億100万、特別県債によるチッソ株式会社への貸付金などなど、さまざまなそういうチッソに対する支援というのがこの予算の中に入っているわけですが、きのうの特別委員会の審議の経過を見ても、このままこの予算を本当にはいそうですかと認めていいのかどうかということがあります。

そこで、まず、ちょっとお尋ねとして、改めて、きのう若干答弁された部分もあったかもしれませんが、こうしたチッソに対する貸付金であるとか、こういう金融支援策を、ここで否決あるいは修正なりをした場合にどういふ影響が出るのかということをお尋ねしますが、

○坂本環境政策課長 環境政策課でございます。

ただいま委員御指摘ございましたとおり、当初予算でまいりますと、107ページから109ページ、これがチッソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計ということで、この中に――それと106ページの一般会計の方でその特別会計に対する繰出金、これも含みますけれども、これらがチッソ支援に関連する当初予算額ということで、今回お願いをいたしているところでございます。

先ほど特別会計の方で御説明いたしましたけれども、大きく言うと2つございます。1つは、県が過去に借りました県債の元利償還を行うための特別会計でございます。先

ほど御説明しましたがけれども、公害防止事業債、患者県債、設備県債、一時金県債と特別県債、この5種類の県債を県が発行してチッソに貸し付けております。その償還を行う、県が借り入れ先に対して元利償還を行う、それがまず1つ入っております。

それからもう1点が、先ほど御指摘がございました特別県債によるチッソへの貸し付け、いわゆる特別貸し付けと呼んでおりますけれども、この現在のチッソ支援策、先ほど申し上げました、県が県債の償還を円滑に進める上の枠組みの中で、一たん県が特別県債を発行して、チッソに特別貸付金ということで一たんチッソに貸し付けまして、それを改めて返してもらって、それを県の県債の償還財源に充てるという仕組みになっております。大きくその2つがこの予算として計上いたしております。

したがって、この予算を執行できないという形になりますと、1点としては、県の県債の元利償還が滞るということ、それから、その仕組みの中で、ただいま申し上げましたチッソへの貸し付け、これもできなくなるといったようなことが影響として出てくるのかなというふうに考えております。

○大西一史委員 実際何でここまで、きのうの特別委員会でそういう厳しい、要は予算を、金融支援策をとめてでも——とめるべきだというような意見まで飛び出すほどの状況になったかといったら、チッソの姿勢ですよ。原因企業としての姿勢が余りにも不誠実過ぎると。これはもう何回も繰り返し繰り返しこれまで県議会の中でも言ってきましたけれども、本当にあの開き直りの後藤会長の態度といい、それから県議会が12月17日にわざわざ決議をしたにもかかわらず、その後も何の対応もとらないと、何の返事も無いと。環境大臣が言っても何の回答もないというようなこの不誠実さ、チッソの態度が我々県議会を追

い詰めたんですよ、ここまで、はっきり言えば。どっちが被害者かよくわからぬようになってきているんですよ。加害者が何か被害者みたいな、何か今のチッソの態度というのは非常に許せないというふうに思います。

実際にそういういろんな県債の償還の問題であるとか、實際上今チッソにこういった支援をとめてしまうと、チッソは非常に経営的にも厳しくなり、そしてまた、ひいては患者のいろんな救済に対して影響が出てくるということでもありますので、簡単にやっぱり私たちもこれを、その予算を否決すると、あるいは執行をとめるというようなことはなかなか言えないわけですけども、やはりそれでも今のチッソの姿勢というのは、私たちをそこまでしてでも追い詰めるようなそういう態度であるということで、極めて遺憾でもあり、腹立たしさを改めて覚えるわけです。

そこで、村田部長にちょっとまた改めて申し上げますけれども、私たちのこういう県議会の憤りといいますか、怒り——あくまでも患者救済のために私たちは、チッソという会社を公的にある意味では支援をして、つぶさなできたわけですよ、はっきり言えば。患者のためにチッソという企業の存在を認めてきたわけですよ。こういったところをやっぱり本当に理解してもらうように、やはり我々も当然特別委員会あたりでも申し入れしなければならぬというふうに思いますけれども、直接いろいろな折衝もなさるでしょうから、部長の方から、改めてまたチッソの方には、そうしたもうぎりぎりのところまで県議会での議論も来ているんだということを伝えてもらいたいというふうに思うんですけども。今、きのうきょうとこういう審議をしながら、非常に私もこの予算の説明聞いているだけでむなしくなっていました。

しかも、水俣病の関係の課を2つもつくって、何人かかわっていますか、ここで今まで。何で私たちがここまで何十年もこの水俣病の

問題引っ張って県としてやってきたか。すべての原因はチッソにあるじゃないですか、やっぱり。確かに国や県の責任もそれはあるとは思いますが、しかし、一義的に一番最も原因企業であるそのチッソがもう開き直るような態度で、本当に私たちは、むなししい感じ以外、もう怒りの向けようが、どこに向けたらいいんだというような感じでございます。

そういう中で、村田部長に、この2日間のいろんな議論、あるいは今までの経緯を含めて、これからどのようにチッソに対しても対応していこうと思われているのか。また、村田部長自身も非常にむなしさを覚えておられる、怒りを覚えておられると思います。なかなかお立場的に言えない部分もあるかもしれませんが、この際、どういう思いでおられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○村田環境生活部長 きのうから水俣病対策特別委員会、それから、きょう大西委員の御発言も含めてであります、やはり議会でのそれぞれの議員の先生方のお立場の中で、チッソに対する、あるいは救済策が前に転がないということに対する不満、あるいは憤りというレベルまでの状態がきのうきょうあらわれているんだろうというふうに思っております。私自身の気持ちとしても、もう全く同感というレベルの気持ちであります。

きのう、私、悩ましさということで御説明をしたんですが、このチッソ支援システムの中で、何らかの措置をとろうとしたことを考えた場合に、これは基本的に、患者さん方を救うというのが1つ、もう一つは、県が県債という形の仕組みの中で、国から借りているわけですが、政府資金に戻していくという仕組みがあると。その仕組みをいわゆる閣議了解のもとで決めてあります。これには、財務省、総務省、環境省、それから経済産業省、内閣府、それに県が入った6者の仕組みの中

で協議を進めてここまでやってきております。

いわゆるある措置をとるということであれば、県がお金を返せなくなる、そういうふうな事態が招来される、あるいは国との意思疎通を欠くことになって、結果的に、場合によっては県に来る補助金まで影響してくると。多大な影響も考えられますので、私としては、まずは先生方のそういうお気持ちを国なりに当然ぶつけてまして、今の状況を打開するにはどうするか、環境大臣も動かれた結果、それなりにチッソの同じような対応が出ておるわけですので、共通の土俵で関係省とも話ができるのかなというふうな気持ちもあります。

単純なことだけいきますと、例えば県債出さぬと、昔みたいに県債拒否するということになりますと、県が単純にお金を国に返せなくなると。そうすると、実はこの県債だけでなく、他の政府資金の県債も含めて全部吹っ飛ぶという可能性もなきにしもあらずと。財政改革がどうだこうだ言う前に、そっちの方で飛んでしまうというふうな事態も招くことが予想されますので、行動を起こすには慎重に行くべきであろうというふうに思います。

まずは先生方のお気持ちを私ども十分受けとめさせていただいて、早速議会後にそういう行動を起こす中で、できるだけ短期間の中で、場合によっては、環境省も5月1日の慰霊式に向けた形でチッソに対するアクションを起こされたようですから、そうなれば、この3月、4月というものは非常に重要な時期を迎えることとなりますので、そういった中でチッソに対する翻意をどういうふうにやっていくのか、単に県だけでなく、国との共同歩調をとれるものと思っておりますので、そこらあたりを、きょうのお話あたりも含めまして行動につなげていきたいというふうに考えております。

○藤川隆夫委員長 わかりました。

私の方から少し。私も実は水俣病特別対策委員会のメンバーでありまして、私もきのうの席に同席いたしております、やはり多くの委員の先生方と同じ気持ちでございました。やはりチッソのかたくななまでの態度というのは、やはりこれは何とかしなきゃいけないという思いがありますし、ただ、予算に関して執行停止するという話になってしまうと、先ほど部長がおっしゃったように、さまざまな問題が出てくると。だけど、すんなりじゃあ今度の20年度の予算を通していいのかというふうになると、やはり何らかのアクションを起こさなきゃいけないんじゃないだろうかという思いがあります。

そういう中で、きのうの中では金融支援の見直しと、そういうことまでも出ておりますけれども、そこまで踏み込む前に、やはり多くの委員の皆様の意見をやはりきちっと国、チッソに伝えてもらうために、今度の予算に関しまして、すんなり通すというんじゃなくて、附帯決議的なものをつけて、それで通していくというような考え方を今持っておりますので、まずはそういう形で委員の皆さんにまずお諮りをして、どうだろうかという話が1点ございます。

それに関していかがですかね。やはり素直に通していいという思いは恐らく皆さんないと思いますので、何らかの附帯決議をやはりつけるべきであろうというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○大西一史委員 今、附帯決議、附帯意見をつけて、この予算案を執行するに当たってはつけるという話がありました。やはり何らかの、我々もこれ以上なかなか手がないという中で、しかし、非常に苦しい立場の中でこの予算を通さなければならぬと。ただ単に賛成というだけではなく、やっぱり何らかの形で国に対して、原因企業として自覚を持って

もらうために、国や関係機関にチッソに対してさらにまた働きかけてもらう、救済策にきちんと向き合ってもらおうという意味でのチッソに対する我々の思いというのを執行部の方にまずは受けとめてもらって、その上でこの予算を認めるということであれば、私は構わないというふうに思います。逆にそういう意見をつけるべきではなかろうかというふうに思います。

○藤川隆夫委員長 わかりました。

ということで、委員の皆様いかがでしょうか。附帯決議をつけて——この議案で行くと39号議案になると思います。平成20年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計予算の部分になると思いますけれども、これに関しては附帯決議をつけて出すということで。ただ、内容については、まだ特別委員会の方との整理も必要ですし、また、いろんな形で諮っていかなくちゃいけない部分もありますし、また、会派で出すという意見もちょっと出ておりますので、委員会で出すか会派で出すか、その部分含めて委員長に一任していただけないでしょうか。よろしいでしょうか。

(「委員長一任」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 ありがとうございます。

じゃあそういうことで一任をいただいたということで、この後を進めていきたいというふうに思います。

それでは、ほかの議案についての質疑に移りたいと思います。

質疑は何かありませんでしょうか。

○福島和敏委員 シカの被害が大きいというのはずっと聞いておりました。私の住む八代でも相当ふえているんじゃないかということで、ここに上がっておりますが、今どのくらいいるんだろうかと。わかるのか。そして、これを退治していくんでしょうけれども、1

頭につき各町村に補助を行っていると思うんですが、幾ら今補助されているのか、ちょっとその辺について。

○久保自然保護課長 シカの件でございますけれども、まず、補助の件ですね、1頭当たり、市町村が8,000円以上つけたときに4,000円補助しております。1頭当たり8,000円です。県はそのうちの2分の1、4,000円を補助しています。

それと、シカの生息数でございますけれども、これはなかなか難しゅうございまして、一般的に糞粒法という形で生息数を推定するというやり方をとっております。

現在、シカについては、第3期の特定鳥獣に指定しておりまして、今年度から5カ年間ということで、その前提となる生息数については約5万5,000頭というふうなことで推定しております。ただ、なかなか背番号がついているわけじゃございませんので、この辺は非常に幅が広いと。そういうものについて特定鳥獣に指定して頭数調整を図るということで、今年度含めまして3カ年で年間約1万3,000頭、約4万頭ぐらいをこの3カ年でとるという計画で今おると。

以上です。

○福島和敏委員 変な話だけれども、イノシシは食べられますけれども、シカは食べられるんですか、料理できないんですか。要するに今とって、撃ち落として何に使うんですか。

○久保自然保護課長 シカにつきましては食用にもいたします。ただ、その食用にできる部分が非常に少なく、イノシシなんかはほとんど食べるんですけれども、シカについてはイノシシに比べて非常に食用にする部分が少ないということと、もう一つは、シカは生息地が奥地でございまして、狩猟によって捕殺した場合になかなか持ち出しが困難という

ことで、一部肉をとって、あとは埋め戻しにしまして、残滓は残しまして、肉だけ持って帰るといふうなことで今やっているんです。

その肉については、刺身、あるいは鍋というふうな形で実際は活用されております。

○藤川隆夫委員長 ほかに。

○大西一史委員 20年度当初予算、119ページですけれども、産業廃棄物等特別対策事業費ということで事業費上がってまして、そのうちの主な事業の(1)管理型最終処分場立地交付金事業ということで、産業廃棄物管理型最終処分場の立地促進のための市町村への立地交付金の交付に係る経費ということで、7,200万円が計上をされております。

ところが、2月補正の資料54ページ見えますと、交付見込みがないということで、この2月補正では減額補正をされているわけですが、実際のところ、こうやって厳しい予算で、骨格予算の中でこれをつけられているということは、交付見込みがあるというふうに認識してよろしいですかね。

○本田廃棄物対策課長 本年度、平成19年度で約1億円、それから平成20年度の当初予算で7,200万円というふうなことで予算を計上していただいております。ことしは、本来であれば、菊池市の処分場におきまして増設が今なされておりますけれども、その増設が竣工いたすということで、交付を予定しておったわけでございますが、ことし、その竣工が、工事の都合上、今年度竣工見込みが立たなくなったものですから、ことしはそれでもって今年度内に交付するのは困難だという見通しで今回減額をお願いしたわけでございます。来年度におきましては、この増設の工事が来年度中には竣工するのではなかろうかという形で、そうしますと、きちんと検査をパスし

て、これが供用開始ができるというような見通しが立った段階には、この交付金の交付ができるのではなからうかという見通しを立てて、当初予算に計上させていただいているところでございます。

○大西一史委員 ということは、大体菊池の増設が見込めるということでの予算を上げたということで理解をしました。それと、この最終処分場の問題、これは各地でまた新たな処分場の建設、民間ですね、公共関与とは別に民間での計画もあるように聞いておりますけれども、特にこの前報道された水俣の企業に関して、さまざまな資料なり情報なりがその住民、あるいは水俣市からの情報が業者側に渡ったとか、いろいろそういう話が出ておりましたけれども、この辺についてどういう状況だったのか、もう一回この場で説明をしていただきたいというふうに思いますけれども。

○坂本環境政策課長 環境政策課でございます。

水俣のIWD東亜熊本という事業者が水俣の山間部に管理型の最終処分場を計画をしている件でございまして、現在県の条例に基づくアセスの手续が実施されておまして、今、次段階目の準備書というもののほぼ最終段階に近いところまで来ております。準備書に対しまして、住民意見をとったり、あるいは審査会で審査をいただいたりということで、最終的に知事が準備書に対する知事意見を述べるということになっているわけですが、その前提といたしまして、地元市町村、市町村長からの意見をお聞きするというので、水俣市長から意見書の提出をいただいております。

その意見書を事業者提供したということについて、水俣市の方から実は文書による抗議がございまして、その抗議を県に提出され

るとともに、マスコミにも情報提供されたようで、先ほどおっしゃいましたように、2月19日だったと思いますけれども、新聞等で報道されたところでございます。

抗議の内容については、実は2点ございまして、1点は、市長意見を無断で事業者提供したと、これが事業者に対する不要な便宜供与であるといったような御指摘、それからもう一点が、その市長意見の中に猛禽類、水俣市が独自に実施をされた猛禽類、クマタカですとかサシバの調査結果が入っておりまして、その中に飛翔図、どういうところをどういうふう飛んだという飛翔図がついておまして、これについては、県の関係機関あるいはアセスの審査会の委員以外には提供しないようにという、ちょっと注釈がついてたんですけれども、それを、さっき言いました市長意見を事業者提供するときに、あわせて一緒に提供したということでございまして、これについて、猛禽類の営巣木が危機に瀕すると、そういう可能性が増したんじゃないかということで、県としての取り扱いが不適だったというその2点について御指摘を、抗議をいただいたところでございます。

1点目の意見書につきましては、いろいろ県として言い分はございます。ただ、市から抗議をいただいたように、決して事業者へ便宜を図るといったような意図を持って提供したのではないというふうにははっきり申し上げさせていただきたいと思っております。

経緯を申し上げますと――よろしゅうございますか、少し長くなりますけれども。

12月末に市長意見をいただきまして、その中で、その前に住民から出された住民意見に対して事業者が事業者見解書というのを出すんですけれども、その住民意見に対して事業者見解で取り上げられていない項目がいっぱいあるという御指摘がございました。その取り上げられていない項目についても、一覧として市長意見の中に入っているという御指摘

がございました、市長意見を提出されたときにですね。それについては、じゃあ事業者の方に確認をいたしますというふうにお答えをしていたという経緯が1つございます。

それから、市が、市長意見、非常にさまざまな独自の調査を実施されまして、その調査結果を含めたところの意見書になっておりまして、いわゆる事業者が行った調査あるいはその基づく準備書の不備ですとか、問題点ですとか、間違い点だとか、そういったようなものをたくさん指摘するような内容の意見書になってました。これにつきましては、私どもとして、今言ったような2つの観点から、事業者に対して早期にこれを知らしめる必要があるというふうな判断をいたしまして、事業者提供したものでございます。

なお、事業者、市長意見の中で、この市長意見は全市民に公開しますというふうな記述もされておりまして、当然公開を前提にされているんだというふうなこと、それから、県が保有する文書であるということで、その取り扱いについては県の裁量ということも可能であろうということで、事業者提供し、その見解を求める際には、事前に市長、水俣市の了解というのとはっていなかったということでございます。

そういったことを含めまして、県としては、アセス手続を進める上で必要なことだというふうな判断をして提供したということで、事業者に対して便宜を図ったといったようなことではないというふうな考えております。

ただ、2点目のクマタカの飛翔図、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、外部には出さないようにというちょっとコメントがついておりまして、実はその部分までまだ読み下さない段階で意見書を一件書類として事業者に渡した経緯もございまして、後で指摘を受けまして、そういうふうにして書いたであろうということを確認いたしま

して、飛翔図まで提供したのは適当ではなかったと、ちょっと不用意であったということで、それについては事業者に直ちに連絡をいたしまして、回収の手続をとったところでございます。

回収したということにつきましては、すぐ水俣市の方にも御連絡をいたしたところでございます。ただ、今回そのような抗議をいただいたところでございますので、その事情につきましては、県の方からまた水俣市長に対しても、改めて事情の説明は行わせていただいたところでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、ちょっと口頭でわかりにくかったかもしれませんが、以上のような経緯でございます。

○大西一史委員 なぜこの質問わざわざ聞いたかといったら、やっぱり水俣市では、これは市長選挙も巻き込んで、大きな争点になった問題でもありますよね。しかも非常に関心が高い、だからこそこのアセス手続の中で、当然当事者同士がそれぞれ感情的になる部分もあるかもしれませんが、やはり県として非常にその辺は神経を使って取り扱わなければならなかったという問題が、——ところがそういうことになってしまったということで、そこはやっぱりきちっと県として非を認め、水俣市に対しては謝罪すべきところはきちんと謝罪をし、そしてまた、県として主張、こういういきさつでということで、先ほどの前段の部分も含めていろんな経緯があったということに関しては、きちんとそういう対応をとったんだということを言わなければならないと思うんです。

ただ、やっぱりこの問題で県は業者の味方をしているんじゃないかというふうな反対派、要は建設反対派の方から見られてもしようがないようなことをやってしまったということに関しては深く反省をしていただきたいというふうに思います。

あくまでもこれは——だからといって、じゃあ一方的に、事業者が正当な手続でもって法的な手続にのっとってやっていることに関して、だめだということは当然できないというふうに思いますから、それはそうなのですが、やはりそういう現場の状況、今までの経緯等々をやはり県としてはもっと敏感に感じながら、そういう手続、あるいは行政を行っていただきたいということを強く要望させていただきます。

以上です。

○藤川隆夫委員長 ほかにはございませんでしょうか。

よろしいですか。——ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 わかりました。

それでは、これで質疑を終了いたします。

ここで、健康福祉部関係者の入室を求めますので、暫時休息をします。

採決は、再開後行います。

午後4時3分休憩

午後4時8分開議

○藤川隆夫委員長 それでは、委員会を再開します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第4号、第16号、第18号、第23号、第26号、第39号、第41号及び第52号から第61号まで、さらに第82号から第84号までについて、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 御異議なしと認めます。

一括して採決をいたします。

議案第1号外20件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号外20件は原案のとおり可

決することに決定いたしました。

次に、本委員会に今回付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第18号について、執行部から状況の説明を願います。

中田健康づくり推進課長。

○中田健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

請第18号について説明いたします。

請願の趣旨は、ハンセン病療養所入所者の終生の在園保障等を確実なものとするため、ハンセン病問題基本法の制定を求めているものであります。

国は、平成13年12月のハンセン病問題対策協議会の確認事項で、入所者の終生の在園保障等を確約しているところです。

本件は、ハンセン病に係る偏見や差別の解消、入所者の終生の在園保障等、生活の質の向上、社会復帰支援策等について、国の政策等に関する提案や九州地方知事会などで要望するとともに、ハンセン病についての正しい知識の普及と啓発に積極的に取り組んでいるところであります。

県といたしましては、国は、ハンセン病問題基本法を制定し、今回の請願で求められている入所者の生活及び療養の保障などについて、国の責任において関係施策を実施すべきであると考えます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員長 ただいまの説明に関して質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 ありませんね。

それでは、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

継続、採択、不採択の考えがありますが、この請第18号についてはいかがいたしましょうか。

(「採択でいいと思います」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 採択という御意見がありました。

採択についてお諮りいたします。

請第18号を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 御異議なしと認めます。よって、請第18号は、採択することに決定いたしました。

ただいま採択と決定いたしました請第18号は、国に対して意見書を提出していただいたという請願であります。

そこで、意見書案については作成しておりますので、事務局に配付させます。その後、意見書案を事務局から読み上げさせます。

(意見書案配付)

○徳永議事課課長補佐 読み上げます。

ハンセン病問題基本法の制定と国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の医療・福祉の充実を求める意見書(案)

1996年3月に、らい予防法の廃止に関する法律が成立してから11年余が経過した。この予防法廃止に当たり、衆・参両院で採択された国会決議は、政府に対し、ハンセン病療養所入所者の高齢化、後遺障害者の実態を踏まえ、療養生活の安定を図ること、医療・福祉等の確保について万全を期すことなどを求めた。その後、2001年5月の熊本地裁判決で、ハンセン病隔離政策の違憲性、違法性が明らかにされ、これを受けて設置されたハンセン病問題対策協議会においては、ハンセン病療養所入所者に対して終生の在園を保障するとともに、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることが確認されている。

しかし、急速に入所者の高齢化及び減少が進む中、入所者が安心して幸せに生活できる療養所を保障するためには、療養所に

おける医療・福祉の確保を図るとともに、国立ハンセン病療養所菊池恵楓園を充実した医療・介護施設として広く地域に開放することが必要である。このように療養所が地域に開かれたものになることは、入所者が差別を受けることなく地域住民とともに生きることを可能にするものである。

ところが、ハンセン病療養所の現在の存立根拠となっているらい予防法の廃止に関する法律は、療養所の役割を入所者に対する療養の提供に限定している。開かれた療養所の将来を創り、入所者に終生の在園を保障するためには、国の法的責任を踏まえた新しいハンセン病問題基本法の制定が必要である。

よって、国におかれては、ハンセン病問題の真の解決を図るため、国の責務として、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 ハンセン病問題基本法を制定すること。
- 2 国会決議に基づき、国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の医療、看護、介護体制の確保を図ること。
- 3 国立ハンセン病療養所菊池恵楓園の入所者、地元住民など関係者の意見を尊重し、医療・介護施設等として広く開放すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

熊本県議会議長 村上寅美
以上です。

○藤川隆夫委員長 ただいまの意見書案について御意見はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 異議なしということで、

それでは、この案を本委員会提出議案として本会議に提出することと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

最後に、要望書が1件提出されております。お手元に写しを配付しておりますので、後でごらんいただきたいと思っております。

その他に入ります。

その他で何かありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 なければ、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

なお、最後の委員会でありますので、一言ごあいさつを申し上げます。

午後4時17分閉会

○藤川隆夫委員長 本日は本当に朝早くから、もう4時半近くになっておりますけれども、長い間御苦労さまでございました。

また、この1年間、健康福祉部、環境生活部ともに、いろんな意味におきまして、いろんな問題山積だったかというふうに思います。また、これが問題がすべて我々の生活に密着する問題ばかりだったかというふうに思います。そういう中において、委員初め皆様とともにいろんな意見が交わすことができたんじゃないのかなというふうに考えております。

この委員会を最後に退任される岩下部長初め、あと数名の方がいらっしゃるかというふうに思いますけれども、ぜひやめられた後も健康に留意されて生活していただければというふうに考えておりますし、残された職員の皆様はぜひ県政発展のために頑張っていた

ければというふうに思っております。

また、委員各位におかれましても、本当に長い間ありがとうございました。本当に初めての委員会というメンバーの方向何人かいらっしゃって、非常にボリュームが多くてわかりづらかったことが多くあったかというふうに思いますけれども、さらに勉強を重ねていただければというふうに思っております。

本当にありがとうございました。お世話になりました。(拍手)

それでは、これで終了いたします。

午後4時18分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長